

# ○地方自治法施行規則

## 〔昭和二十二年五月三日号外〕 内務省令第二十九号

沿革

- 昭和二年 二月二九日号外内務省令第四二号〔第一次改正〕
- 昭和三年 七月三十一日号外總理府令第四六号〔第二次改正〕
- 昭和四年 三月二四日總理府令第一六号〔第三次改正〕
- 昭和四年 二月二六日總理府令第二九号〔第四次改正〕
- 昭和五年 五月一日号外總理府令第一四号〔第五次改正〕
- 昭和五年 五月四日号外總理府令第一六号〔第六次改正〕
- 昭和五年 八月二五日總理府令第二九号〔第七次改正〕
- 昭和六年 五月一六日總理府令第二〇号〔第八次改正〕
- 昭和七年 八月一九日總理府令第五八号〔第九次改正〕
- 昭和七年 九月一日總理府令第六四号〔地方自治法施行規則等の一部を改正する總理府令一条による改正〕
- 昭和九年 六月二五日号外總理府令第三七号〔第一〇次改正〕
- 昭和三〇年 二月二三日總理府令第六三三号〔第一次改正〕
- 昭和三十一年 五月八日總理府令第三三三号〔第二次改正〕

## 第四編 地方制度 第二章

## 地方自治 地方自治法施行規則

- 昭和三十一年 二月六日總理府令第八九号〔第三次改正〕
- 昭和三十三年 三月二一日總理府令第一一〇号〔第四次改正〕
- 昭和三十三年 五月三十一日總理府令第四六号〔第五次改正〕
- 昭和三十六年 四月三〇日号外自治省令第九号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則五項による改正〕
- 昭和三十七年 九月二九日号外自治省令第二二号〔行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令一条による改正〕
- 昭和三十八年 四月一日号外自治省令第一二二号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正〕
- 昭和三十八年 九月四日自治省令第二六号〔第十六次改正〕
- 昭和三十八年 二月二七日自治省令第三五号〔第十七次改正〕
- 昭和四〇年 五月一〇日自治省令第一五五号〔第十八次改正〕
- 昭和四一年 二月一五自治省令第二二二号〔石油ガス譲与税法施行規則附則三項による改正〕
- 昭和四一年 五月三〇日号外自治省令第一二一号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則五項による改正〕

- 昭和四一年 七月五日自治省令第一四九号〔地方道路譲与税法施行規則等の一部を改正する省令附則四項による改正〕
- 昭和四一年 八月一七日自治省令第一九〇号〔公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則二項による改正〕
- 昭和四三年 一月一日自治省令第三三二号〔第十九次改正〕
- 昭和四四年 四月一四日自治省令第一〇一〇号〔第二〇次改正〕
- 昭和四四年 二月五日自治省令第三三二号〔第二一次改正〕
- 昭和四六年 一月二三日自治省令第一一〇号〔公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正〕
- 昭和四六年 七月五日自治省令第一三三〇号〔自動車重量譲与税法附則三項による改正〕
- 昭和四六年 九月八日自治省令第一八二二号〔第二二次改正〕
- 昭和四七年 九月三〇日号外自治省令第二六号〔航空機燃料譲与税法施行規則附則二項による改正〕
- 昭和四八年 六月三〇日号外自治省令第一七七号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則四項による改正〕
- 昭和四九年 三月三〇日号外自治省令第三九号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則六条による改正〕
- 昭和四九年 一〇月一七日自治省令第三三七号〔第二三次改正〕
- 昭和五〇年 二月六日自治省令第一一〇号〔第二四次改正〕
- 昭和五〇年 九月二〇日自治省令第一六三三号〔第二五次改正〕
- 昭和五一年 三月三十一日自治省令第八八号〔第二六次改正〕

## 〔現行法規五九六〕(8)

- 昭和五一年 八月一七日自治省令第二五五号〔地方道路譲与税法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正〕
- 昭和五四年 三月三十一日号外自治省令第三八号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則六条による改正〕
- 昭和五四年 三月三十一日号外自治省令第九号〔航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正〕
- 昭和五七年 九月一六日自治省令第二〇一〇号〔第二七次改正〕
- 昭和五九年 八月一七日自治省令第二一八二号〔第二八次改正〕
- 昭和六〇年 八月二二日自治省令第二二二二号〔第二九次改正〕
- 昭和六一年 一月二八日自治省令第一一〇一〇号〔第三〇次改正〕
- 昭和六一年 五月三〇日自治省令第二二二二号〔第三一次改正〕
- 昭和六二年 三月三日自治省令第三三三〇号〔公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則五項による改正〕
- 昭和六二年 二月二八日号外自治省令第三三七号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則六条による改正〕
- 昭和六三年 一月二三日号外自治省令第三七三号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則四条による改正〕
- 平成 元年 三月三十一日号外自治省令第二二二二号〔第三二次改正〕
- 平成 二年 二月二一日自治省令第二二二二号〔第三三次改正〕
- 平成 二年 二月二六日号外自治省令第三三三三号〔第三四次改正〕
- 平成 三年 三月三十一日号外自治省令第九号〔地方税法施行規則の一部を改正する省令附則七条による改正〕

第四編 地方制度 第二章

地方自治 地方自治法施行規則

- 平成三年 四月二日号外自治省令第一一号【第五次改正】
- 平成三年 二月二四日号外自治省令第三〇号【第六次改正】
- 平成六年 七月八日自治省令第二八号【第七次改正】
- 平成六年 一月二五日号外自治省令第四一号【公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則六項による改正】
- 平成七年 六月二〇日号外自治省令第二二号【第八次改正】
- 平成七年 二月二〇日号外自治省令第三六号【公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正】
- 平成九年 三月三一日号外自治省令第一八号【第九次改正】
- 平成九年 九月三〇日自治省令第三九号【第四次改正】
- 平成九年 一月二九日号外自治省令第四二号【第一次改正】
- 平成一〇年 一月三〇日号外自治省令第一一号【公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正】
- 平成一〇年 八月五日自治省令第三四号【第二次改正】
- 平成一〇年 二月一八日自治省令第四六号【地方自治法施行規則等の一部を改正する省令一条による改正】
- 平成一一年 二月一七日自治省令第四号【第三次改正】
- 平成一一年 三月三一日号外自治省令第一一号【地方特例交付金に関する省令附則二項による改正】
- 平成一二年 三月三一日号外自治省令第二二号【第四次改正】
- 平成一二年 四月一八日自治省令第三三号【第五次改正】
- 平成一二年 九月一四日号外自治省令第四四号【中央省庁等改革のための総務省関係省庁等令の整備に関する省令一条による改正】
- 平成一三年 一月二一日総務省令第五号【第三次改正】
- 平成一三年 六月七日総務省令第八四号【地方道路課与税法施行規則及び自動車重量課与税法施行規則の一部を改正する省令二条による改正】
- 平成一四年 二月二八日総務省令第一九号【保健師助産師看護士の一部を改正する法律及び保健師助産師看護士の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令一条による改正】
- 平成一四年 三月三〇日号外総務省令第四一号【地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令一条による改正】
- 平成一五年 三月二四日号外総務省令第四九号【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令一条による改正】
- 平成一五年 八月二九日号外総務省令第一二一号【第四次改正】
- 平成一五年 二月二五日号外総務省令第一四一五号【第八次改正】
- 平成一六年 四月一日号外総務省令第七八号【第九次改正】
- 平成一六年 七月三〇日号外総務省令第一二一号【第五次改正】
- 平成一六年 一月八日号外総務省令第一三一号【第六次改正】
- 平成一七年 四月三一日号外総務省令第七五号【第七次改正】
- 平成一七年 二月二八日号外総務省令第一六九号【第五次改正】
- 平成一八年 一月二二日総務省令第三九号【地方自治法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する省令一条による改正】
- 平成一九年 一月三一日号外総務省令第四号【第五次改正】
- 平成一九年 三月三一日号外総務省令第一四号【公職選挙法施行規則の一部を改正する省令附則三項による改正】
- 平成一九年 三月三一日号外総務省令第二七号【第五次改正】
- 平成一九年 三月三一日号外総務省令第五四号【地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令による改正】
- 平成二〇年 二月一四日総務省令第二二号【第五次改正】
- 平成二〇年 七月一八日号外総務省令第八六号【地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則附則四条による改正】
- 平成二〇年 一〇月二二日号外総務省令第一一六号【地方税等減取補てん臨時交付金に関する省令附則三、四条による改正】
- 平成二〇年 一月六日総務省令第一一八号【第五次改正】
- 平成二一年 三月三一日号外総務省令第三六号【地方税法施行規則等の一部を改正する省令附則六条による改正】
- 平成二一年 三月三一日号外総務省令第三九号【第五次改正】
- 平成二一年 五月二九日号外総務省令第五四号【第五次改正】
- 平成二二年 三月三一日号外総務省令第三五号【第六次改正】
- 平成二三年 四月二七日号外総務省令第四三号【第六次改正】
- 平成二三年 七月二九日号外総務省令第一二一号【地方自治法施行規則等の一部を改正する省令一条による改正】
- 平成二三年 二月二六日号外総務省令第一六九号【第六次改正】
- 平成二四年 三月三一日号外総務省令第三〇号【第六次改正】
- 平成二五年 二月六日号外総務省令第五号【地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令一条による改正】
- 平成二三年 四月二七日号外総務省令第四三号【第六次改正】
- 平成二三年 七月二九日号外総務省令第一二一号【地方自治法施行規則等の一部を改正する省令一条による改正】
- 平成二三年 二月二六日号外総務省令第一六九号【第六次改正】
- 平成二四年 三月三一日号外総務省令第三〇号【第六次改正】
- 平成二五年 二月六日号外総務省令第五号【地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令一条による改正】

地方自治法施行規則を次のように定める。

## 地方自治法施行規則

### 〔投票用紙〕

第一条 地方公共団体の議会の解散の投票、地方公共団体の議会の議員及び長の解職の投票並びに一の地方公共団体のみに適用される特別法に関する賛否の投票に用いる投票用紙は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。

本条：一部改正・旧三条：繰上（昭和二十五年五月総理令一四号）、一部改正（昭和三十八年九月自治令二六号）

### 〔点字投票の印〕

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四條、第百十七條、第百八十四條、第百十三條の五、第百二十四條の四及び第百二十五條の四において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三十九條第二項、第五十三條第三項、第五十四條第二項又は第五十九條の五の四第八項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第七條の規定による様式に準じるものでなければならない。

本条：全部改正・旧三条：繰上（昭和二十五年五月総理令一四号）、二項：削除（昭和二十七年九月総理令七四号）、本条：一部改正（昭和四十四年四月自治令一〇号・六十二年三月三号・平成六年二月四号・七年六月二二号・一〇年一月一〇号・一九年二月総務令一四号）

### 〔投票用封筒〕

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

〔現行法規一七二〕⑧(4)

一項、第二百六十二條第一項及び第二百九十一條の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十條第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第百六條、第百十四條、第百十七條、第百八十四條、第百十三條の五第一項、第百二十四條の四及び第百二十五條の四において準用する公職選挙法施行令第四十一條第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八條の規定による様式に準じて調製しなければならない。

本条：一部改正（昭和二十二年二月内務令四二二号）、全部改正・旧四條：繰上（昭和二十五年五月総理令一四号）、一部改正（昭和三十八年九月自治令二六号・平成七年六月二二号・二十三年七月総務令一一一号）

### 〔宣誓書等の調製〕

第四条 地方自治法施行令第百六條、第百十四條、第百十七條、第百八十四條、第百十三條の五第一項、第百二十四條の四及び第百二十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十二條の規定による宣誓書は、公職選挙法施行規則第九條の規定による様式に準じて作成しなければならない。

本条：全部改正・旧五條：繰上（昭和二十五年五月総理令一四号）、一部改正（昭和三十八年九月自治令二六号・四六年一月一〇号・平成七年六月二二号）

### 〔不在者投票証明書等の調製〕

第五条 地方自治法施行令第百六條、第百十四條、第百十七條、第百八十四條、第百十三條の五第一項、第百二十四條の四及び第百二十五條の四において準用する公職選挙法施行令第五十三條第一項及び第五十四條第一項の規定による不在者投票用封筒並びに同令第五十三條第二項の規定による不在者投票証明書及び入れる

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

一一五四

べき封筒は、公職選挙法施行規則第十条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

本条…全部改正・旧六条…(昭和五年五月総理令一四号)、一部改正(昭和三年九月自治令二六号・平成七年六月二二号・一四年三月総務令四一七号)

第六条 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第一百八十四条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の三の規定による郵便投票証明書の交付申請書又は郵便投票証明書は、公職選挙法施行規則第十条の三の規定による様式に準じて作成し、又は調製しなければならない。同条第二項の規定は、郵便投票証明書の交付を申請する場合に準用する。

本条…削除(昭和二七年九月総理令六四号)、追加(昭和五一年三月自治令八号)、一部改正(平成七年六月自治令二二号)

第六条の二 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七条、第一百八十四条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第一項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の四の規定による様式に準じて作成しなければならない。

本条…追加(昭和五一年三月自治令八号)、一部改正(平成七年六月自治令二二号)

第六条の三 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七条、第一百八十四条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則

第十条の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。

本条…追加(昭和五一年三月自治令八号)、一部改正(平成七年六月自治令二二号・三年七月総務令一一一七号)

第六条の四 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条、第一百八十四条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の五の四第五項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の五の三の規定による様式に準じて作成しなければならない。

本条…追加(平成一九年二月総務令一四号)

第六条の五 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七条、第一百八十四条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十九条の五の四第七項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の四の規定による様式に準じて調製しなければならない。

本条…追加(平成一九年二月総務令一四号)

〔届出書及び承諾書等の調製〕

第七条 地方自治法施行令第六十六条、第一百十四条、第一百七条、第二百三十三条の五第一項、第二百三十四条の四及び第二百三十五条の四において準用する公職選挙法施行令第六十九条及び第八十二条の規定による開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、公職選挙法施行規則第十一条の規定による様式に準じて作成しなければならない。

本条…一部改正〔昭和二年二月内務令四二号〕、全部改正、旧八条…繰上  
〔昭和五年五月総理令一四号〕、一部改正〔平成七年六月自治令二二号〕

〔投票録、開票録等の調製〕

第八条 地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び  
第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第五十四  
条、第七十条又は第八十三条の規定による投票録、開票録又は選  
挙録並びに地方自治法施行令第六百六条、第一百四十条、第一百七  
条、第一百八十四条、第二百十三条の五第一項、第二百十四條の四  
及び第二百五条の四において準用する公職選挙法施行令第六十  
一条の規定による不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規  
則第十四条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

本条…全部改正、旧一条…繰上〔昭和五年五月総理令一四号〕、一部改正  
〔昭和三八年九月自治令二六号、平成七年六月二二号、二三年七月総務令一一  
号〕

〔改廃請求書等の様式〕

第九条 普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求書、  
条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求者署  
名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃  
請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、別  
記様式のとおりとする。

2 広域連合の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代  
表者証明書、条例制定又は改廃請求者署名簿、条例制定又は改廃  
請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例  
制定又は改廃請求署名収集証明書は、別記様式のとおりとする。

旧一七条…繰上〔昭和五年五月総理令一四号〕、本条…一部改正〔昭和二年  
五月総理令一六号、二七年九月六四号〕、一項…一部改正、二項…追加〔平成七  
年六月自治令二二号〕、一、二項…一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

〔事務監査請求書等の様式〕

第十条 普通地方公共団体及び特別区の子務監査請求書、事務監査  
請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求署名収  
集委任状、事務監査請求署名審査録及び事務監査請求署名収集証  
明書は、前条第一項の別記様式の例によるものとする。

2 広域連合の子務監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務  
監査請求者署名簿、事務監査請求署名収集委任状、事務監査請求  
署名審査録及び事務監査請求署名収集証明書は、前条第二項の別  
記様式の例によるものとする。

旧一八条…繰上〔昭和五年五月総理令一四号〕、本条…全部改正〔昭和二七年  
九月総理令六四号〕、一項…一部改正、二項…追加〔平成七年六月自治令二二  
号〕、一、二項…一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

〔解散請求書等の様式〕

第十一条 普通地方公共団体及び特別区の議会の解散請求書、解散  
請求代表者証明書、解散請求者署名簿、解散請求署名収集委任  
状、解散請求署名審査録及び解散請求署名収集証明書は、第九条  
第一項の別記様式の例によるものとする。

2 広域連合の議会の解散請求書、解散請求代表者証明書、解散請  
求者署名簿、解散請求署名収集委任状、解散請求署名審査録及び  
解散請求署名収集証明書は、第九条第二項の別記様式の例による  
ものとする。

本条…一部改正、旧一九条…繰上〔昭和五年五月総理令一四号〕、全部改正

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

〔昭和二十七年九月總務令六四号〕、一項：一部改正・二項：追加〔平成七年六月自治令二二号〕、一・二項：一部改正〔平成二五年二月總務令五号〕

〔解職請求書等の様式〕

第十二条 普通地方公共団体及び特別区の議会の議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審査録及び解職請求署名収集証明書は、第九条第一項の別記様式の例によるものとする。

2 広域連合の議会の議員、長及び地方自治法施行令第二百六十六条に規定する職員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、解職請求署名収集委任状、解職請求署名審査録及び解職請求署名収集証明書を、第九条第二項の別記様式の例によるものとする。

本条：一部改正・旧二〇条：繰上〔昭和二五年五月總務令一四号〕、全部改正〔昭和二十七年九月總務令六四号〕、一部改正〔昭和二十二年二月總務令八九号〕、一項：一部改正・二項：追加〔平成七年六月自治令二二号〕、一項：一部改正〔平成一八年一月總務令一三九号〕、一・二項：一部改正〔平成二五年二月總務令五号〕

〔規約変更要請請求書等の様式〕

第十二条の二 広域連合の規約変更要請請求書、規約変更要請請求代表者証明書、規約変更要請請求者署名簿、規約変更要請請求署名収集委任状、規約変更要請請求署名審査録及び規約変更要請請求署名収集証明書は、第九条第二項の別記様式の例によるものとする。

本条：追加〔平成七年六月自治令二二号〕、一部改正〔平成二五年二月總務令五号〕

〔会議録の電子署名〕

第十二条の二の二 地方自治法第二百三十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。

本条：追加〔平成一五年三月總務令四九号〕、全部改正〔平成一八年一月總務令一三九号〕

〔障害者支援施設等に準ずる者の認定の基準〕

第十二条の二の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第二百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

本条：追加〔平成三年一月總務令一六九号〕

〔新たな事業分野の開拓を図る者を認定するとき〕

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新た

な事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上個別の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- 一 新商品の生産の目標
- 二 新商品の内容
- 三 新商品の生産の実施時期
- 四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

〔現行法規三〇七〕⑧(4)

3 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

6 前項の規定は、第三項の実施計画の変更について準用する。

本条：追加〔平成一六年一月総務令二二号〕、一項：一部改正〔平成一七年四月総務令七五号〕、五、六項：追加〔平成一九年三月総務令二七号〕、旧二条の三の二：繰上〔平成二三年七月総務令二二号〕

〔学識経験者への意見の聴取〕

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かな

ければならない。

本条：追加〔平成二十一年二月自治令四号〕、旧二条の三：繰下〔平成十五年八月総務令一一号〕、一項：削除、旧二項：一部改正し一項に繰上〔平成二〇年二月総務令二二号〕、本条：一部改正〔平成三年二月総務令二六九号〕

〔契約書等の電子署名〕

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名（電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合において、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する同項第二号に定める電子証明書と併せて送信されるものに限る。）とする。

本条：追加〔平成一八年一月総務令一三九号〕

〔歳入歳出外現金及び有価証券〕

第十二条の五 地方自治法施行令第六十八条の七第一項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券
- 二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券
- 三 公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

本条：追加〔昭和五七年九月自治令二〇号〕、旧二条の二：繰下〔平成七年六月自治令二二号〕、旧二条の三：繰下〔平成二十二年二月自治令四号〕、一部改正〔平成二十二年四月自治令三三三号・九月四四号〕、旧二条の四：繰下〔平成一五年八月総務令一一号〕

〔措置請求書等の様式〕

第十三条 地方自治法施行令第一百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

旧二条：繰上〔昭和二十五年五月総務令一四号〕、本条：全部改正〔昭和二十七年九月総務令六四号〕、一部改正〔昭和三十一年二月総務令八九号・三八年九月自治令二六号〕

〔予算の調製の様式〕

第十四条 予算の調製の様式は、別記のとおりとする。

旧二条：繰上〔昭和二十五年五月総務令一四号〕、本条：全部改正〔昭和二十七年八月総務令五八号〕、一部改正〔昭和三八年九月自治令二六号〕

〔区分〕

第十五条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

旧二条：繰上〔昭和二十五年五月総務令一四号〕、本条：全部改正〔昭和二十七年八月総務令五八号・三八年九月自治令二六号〕

〔予算に関する説明書の様式〕

第十五条の二 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

本条：追加〔昭和三十一年二月総務令八九号〕、全部改正〔昭和三八年九月自治令二六号〕

〔継続費繰越計算書等の様式〕



第十五条の三 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、別記のとおりとする。

本条…追加〔昭和三八年九月自治令二六号〕

〔繰越明許費繰越計算書の様式〕

第十五条の四 繰越明許費繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。

本条…追加〔昭和三八年九月自治令二六号〕

〔事故繰越し繰越計算書の様式及び継続費繰越計算書の様式〕

第十五条の五 事故繰越し繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。ただし、継続費に係る地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による繰越しにあつては、第十五条の三の継続費繰越計算書の様式によるものとする。

本条…追加〔昭和三八年九月自治令二六号〕、一部改正〔昭和四一年七月自治令一四号〕

〔決算の調製の様式〕

第十六条 決算の調製の様式は、別記のとおりとする。

旧二四条…繰上〔昭和二五年五月総理令一四号〕、本条…全部改正〔昭和二七年八月総理令五八号〕、一部改正〔昭和三八年九月自治令二六号〕

〔歳入歳出決算事項別明細書等の様式〕

第十六条の二 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査の様式は、別記のとおりとする。

本条…追加〔昭和三八年九月自治令二六号〕

第十七条 削除〔平成一五年八月総務令二二号〕

〔外部監査契約を締結できる者の条件となる職〕

第十七条の二 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

一号に規定する総務省令で定める職は、会計検査院において会計検査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計検査に関する行政事務を担当する専門的な職とする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

第十七条の三 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第三号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる監査に関する行政事務を担当する職とする。

一 都道府県 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する監査に関する行政事務を担当する専門的な職

二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。） 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

第十七条の四 地方自治法施行令第一百七十四条の四十九の二十一第

一一五七ノ三

五号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる会計事務を担当する職とする。

一 都道府県 会計事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計事務を担当する専門的な職

二 指定都市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

第十七条の五 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる予算の調製に関する事務を担当する職とする。

一 都道府県 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する予算の調製に関する事務を担当する専門的な職

二 指定都市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

三 中核市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

〔外部監査契約に係る総務省令で定める組織〕

第十七条の六 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める組織は、地方自治法第五十八条の規定により設けられた予算の査定に関する事務を分掌させるための組織とする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

〔協議の手續書類の記載事項〕

第十七条の七 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十三に規定する総務省令で定める事項は、監査の事務を補助させようとする者の履歴に関する事項とする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

〔包括外部監査契約の書面〕

第十七条の八 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）と地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定す

る包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二 包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面

本条：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

〔個別外部監査請求書の様式〕

第十七条の九 普通地方公共団体及び特別区の地方自治法施行令第二百七十四条の四十九の三十第二項に規定する事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書」という。）並びに普通地方公共団体及び特別区の手務監査請求代表者証明書で同項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書及び広域連合の事務監査請求代表者証明書で地方自治法施行令第二百十六条の五において準用する同令第二百七十四条の四十九の三十第二

項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について広域連合の監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

本条：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

〔個別外部監査契約の書面〕

第十七条の十 地方自治法施行令第二百七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 普通地方公共団体と地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「個別外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二 個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他普通地方公共団体の長が必要と認める書面

本条：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二二年九月自治令四四号〕

〔議会からの個別外部監査の請求への準用〕

第十七条の十一 前条の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、前条中「地方自治法施行令第二百七十四条の四十九の

三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十八第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

〔長からの個別外部監査の要求への準用〕

第十七条の十二 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十九第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

〔財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求への準用〕

第十七条の十三 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七

七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の四十第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

〔住民監査請求に係る個別外部監査の請求の様式〕

第十七条の十四 地方自治法施行令第七十二条第一項の規定による必要な措置請求書で同令第七十四条の四十九の四十一第一項の規定により当該請求書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

本条…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

〔住民監査請求に係る個別外部監査の請求への準用〕

第十七条の十五 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の四十二第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十

二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十  
九第五項」と読み替えるものとする。

本条：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、  
同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に  
掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村  
の長に対し行うものとする。

一 規約

二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書  
類

三 構成員の名簿

四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号にお  
いて「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保  
有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している  
団体にあつては保有予定資産目録

五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管  
理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動  
を現に行っていることを記載した書類

六 申請者が代表者であることを証する書類

七 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

〔現行法規三九九〕⑧(4)

行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五  
十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。以下  
同じ。）が地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する認可  
を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。以下  
同じ。）に移行する場合には、租税特別措置法施行令（昭和三  
十二年政令第四十三号）第四十四条の二第一項に規定する総務  
大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類

八 特定一般社団法人又は特定一般財団法人（地方税法（昭和二  
十五年法律第二百二十六号）附則第四十一条第三項に規定する  
特定一般社団法人又は同項に規定する特定一般財団法人をい  
う。以下同じ。）が認可地縁団体に移行する場合には、地方税  
法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第二十三  
条第七項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らか  
にする書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式  
は、別記のとおりとする。

本条：追加〔平成三年四月自治令二二号〕、一部改正〔平成一〇年八月自  
治令三四号、二二年三月総務令三九号、二三年三月三五号、二四年三月〇〇号〕  
〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項に規定する告示は、  
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に  
該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うも

のとす。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

ヌ 前条第一項第七号又は第八号に該当する場合には、当該各号の基準を満たすときは、その事由

ル 前条第一項第七号又は第八号に該当する場合には、当該特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人

（以下「特例民法法人等」という。）から承継した財産の種類及び数量

二 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

三 清算結了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算結了年月日

四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

2

本条：追加（平成三年四月自治令二一号）、一部改正（平成二〇年二月  
総務令一八号、二年三月三号、二年三月三十五号）

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の場合において、特例民法法人等から認可地縁団体に移行

した団体の代表者は、解散した特例民法法人等の残余財産の全部  
を取得したことを証明する義務を負うものであること。

3 第一項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

本条：追加〔平成三年四月自治令二二号〕、一項：一部改正、二項：追加、三  
項：一部改正し三項に繰下〔平成二年三月総務令三九号〕、一・二項：一部改  
正〔平成二年三月総務令三五号〕

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求  
は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の  
所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することに  
より行うものとする。

2 市町村長は、第十九条（第一項第一号を除く。）に掲げる事  
項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に  
原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならな  
い。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

本条：追加〔平成三年四月自治令二二号〕、二項：一部改正〔平成二年三月総  
務令三九号〕

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約  
の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記  
載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書

類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

本条：追加〔平成三年四月自治令二二号〕、一項：一部改正〔平成二〇年二月  
総務令二八号〕

〔特別区等への適用〕

第二十三条 この省令中市に関する規定は特別区に関する規定、市  
長に関する規定は特別区の区長に関する規定とみなす。

旧二五条：繰上〔昭和二五年五月総務令一四号〕、本条：一部改正〔昭和三年  
二月総務令八九号〕、旧一七条：繰下〔平成三年四月自治令二二号〕

〔広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求への準  
用〕

第二十三条の二 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百九十一  
条の六第一項において準用する同法第二百五十二条の三十九第一  
項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求め  
られた同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七  
十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について  
準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行  
令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治  
法施行令第二百六十六の五」と、「地方自治法第二百五十二条の  
三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百九十一条の六」と  
読み替えるものとする。

本条：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕

附則

〔施行期日〕

第一条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

〔内務省令の廃止〕

第二条 東京都制施行規則〔昭和一八年六月内務省令第五〇号〕、道府県制施行規則〔大正一五年六月内務省令第一八号〕、市制町村制施行規則〔大正一五年六月内務省令第一五号〕、明治三十五年内務省令第三号（道府県職員服務規律）、明治四十四年内務省令第十四号（市制第八十二条第一項の市の指定の件）、明治四十四年内務省令第十六号（市町村職員服務規律）及び昭和十八年内務省令第五十一号（東京都職員服務規律）は、これを廃止する。

〔必要経費の前金払の割合〕

第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事に供することを目的とする機械類の製造を除く。第三項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（第三項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「四割」とあるのは、「五割」とする。

3 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前二項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

- 一 工期の二分の一を経過していること。
- 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

本条…追加（昭和四九年一〇月自治令三七号）、一項…一部改正・二項…追加〔平成一一年二月自治令四号〕、一項…一部改正・二項…追加・三項…一部改正 正し三項に繰下〔平成三年四月総務令四三三号〕

附 則〔昭和三年一月二九日内務省令第四二号〕

この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但



し、市町村歳入歳出予算様式及び継続費の年期及び支出方法様式並びに都道府県歳入歳出予算様式の改正に関する部分は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

附則〔昭和二十三年七月三十一日総理府令第四六号〕

沿革 昭和二十五年五月一日 総理府令第一四号〔地方自治法施行規則の一部を改正する総理府令附則二項による改正〕  
昭和二十五年五月四日 総理府令第一六号〔地方自治法施行規則の一部を改正する総理府令附則二項による改正〕

第一条 この命令は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条の規定による市町村の区域変更に関する投票については、地方自治法施行規則第一条から第八条までの規定を準用する。

② 市町村区域変更請求書、市町村区域変更請求代表者証明書、市町村区域変更請求者署名簿、市町村区域変更請求署名収集委任状、市町村区域変更請求署名収集委任届出書、市町村区域変更請求署名審査録及び市町村区域変更請求署名収集証明書は、地方自治法施行規則第九条の規定に準じてこれを調製しなければならない。

一項：追加・旧一項：一部改正し二項に繰下〔昭和二十五年五月総理府令一四号〕  
二項：一部改正〔昭和二十五年五月総理府令一六号〕

第三条 地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和二十三年政

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

令第二百四号）附則第六条の規定による請求の要旨又は意見の要旨は、千字以内とする。

附則〔昭和二十四年三月二十四日総理府令第一六号〕

この命令は、公布の日から施行する。但し、地方公共団体歳入歳出予算様式及び地方公共団体歳入歳出決算様式に関する部分は、昭和二十四年度分から適用する。

附則〔昭和二十四年二月十六日総理府令第二九号〕

この命令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和二十五年五月一日総理府令第一四号抄〕

1 この府令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和二十五年五月四日総理府令第一六号抄〕

1 この府令は、昭和二十五年五月十五日から施行する。

附則〔昭和二十五年八月二十五日総理府令第二九号〕

この命令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和二十六年五月十六日総理府令第二〇号〕

この命令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

附則〔昭和二十七年八月十九日総理府令第五八号〕

この命令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則〔昭和二十七年九月一日総理府令第六四号〕

この命令は、公布の日から、施行する。〔後略〕

附則〔昭和二十九年六月二十五日総理府令第三七号〕

1 この府令による別記の地方公共団体歳入歳出予算様式（以下この附則において「予算様式」という。）中の歳出その一 予算科目及び説明種目の概目の表の改正規定は、都道府県の欄にあつては昭和二十九年七月一日から、市町村の欄にあつては昭和三十年四月一日から、その他の改正規定は、公布の日から施行する。但し、予算様式歳出その一 予算科目及び説明種目の概目の表の市町村の欄の改正規定以外の予算様式に係る改正規定は、昭和二十九年年度分の地方公共団体の予算から、別記の地方公共団体歳入歳出決算様式の改正規定は昭和二十八年年度分の地方公共団体の歳入歳出決算から適用する。

2 昭和二十九年年度分に限り、改正後の予算様式のうち、歳入の表

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 都道府県の欄の目の欄中 |             |
| 一 道府県民税     | 一 道府県民税     |
| 二 事業税       | 二 事業税       |
| 三 不動産取得税    | 三 不動産取得税    |
| 四 道府県たばこ消費税 | 四 道府県たばこ消費税 |
| 五 娯楽施設利用税   | 五 入場税       |
| 六 遊興飲食税     | 六 娯楽施設利用税   |
| 七 自動車税      | 七 遊興飲食税     |
| 八 鉱区税       | 八 自動車税      |
| 九 狩猟者税      | 九 鉱区税       |
| 一〇 何税       | 一〇 狩猟者税     |
|             | 一一 何税       |

款項目の欄中  
二 地方譲与税  
一 入場譲与税

二 地方譲与税  
は  
一 入場譲与税  
二 揮発油譲与税  
一 入場譲与税  
一 揮発油譲与

と読み替えるものとする。

附則〔昭和三〇年二月三日総理府令第六三三号〕

1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年年度分の地方公共団体の予算から適用する。

2 昭和三十年度に限り、改正後の（別記）中地方公共団体歳入歳

出予算様式のうち予算科目及び説明種目の概目の歳入の表の都道府県の欄の款項目の欄中  
三 地方交付税  
一 地方交付税  
一 地方交付税  
とあるの

三 地方交付税	一 地方交付税
四 臨時地方財政特別交付金	一 地方交付税
	一 地方交付税
	一 臨時地方財政特別交付金

は		と、款の	
五 たびこ専 方配特別地 付金	一 たびこ専 特別地方配 付金	一 臨時地方財 政特別交付 金	と、款の
「四 公營企業及び財 産収入		「六 公營企業及び財 産収入	
五 分担金及び負担 金	七 分担金及び負担 金	「七 分担金及び負担 金	
六 使用料及び手数 料	八 使用料及び手数 料	「八 使用料及び手数 料	
欄中		とあるのは	
七 国庫支出金	九 国庫支出金	「九 国庫支出金	
八 寄附金	一〇 寄附金	「一〇 寄附金	
九 繰入金	一一 繰入金	「一一 繰入金	
一〇 繰越金	一二 繰越金	「一二 繰越金	
一一 雑収入	一三 雑収入	「一三 雑収入	
一二 都(道府県) 債	一四 都(道府県) 債	「一四 都(道府県) 債	
と、同表の市町村の欄の款項目の欄中		「三 地方交付 税	
		一 地方	

交付税	交付税
一 地方交付税	一 地方交付税
とあるのは	とあるのは
「三 地方交付 税	「四 臨時地方 財政特別 交付金
一 地方	一 臨時 地方 財政特 別 交付金
「四 公營企業及び財 産収入	「四 公營企業及び財 産収入
五 分担金及び負担 金	五 分担金及び負担 金
六 夫役及び現品 料	六 夫役及び現品 料
七 使用料及び手数 料	七 使用料及び手数 料
八 国庫支出金	八 国庫支出金
九 都(道府県)支 出金	九 都(道府県)支 出金
一〇 寄附金	一〇 寄附金
一一 繰入金	一一 繰入金
一二 繰越金	一二 繰越金
一三 雑収入	一三 雑収入
一四 市(町村)債	一四 市(町村)債
一六五	

〔五〕 公営企業及び財産収入

六 分担金及び負担金

七 夫役及び現品

八 使用料及び手数料

九 国庫支出金

とあるのは

と読み替えるものとする。

一〇 都(道府県)支出金

一一 寄附金

一二 繰入金

一三 繰越金

一四 雑収入

一五 市(町村)債

附則〔昭和三二年五月八日総理府令第三三〇号〕

この府令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和三二年二月六日総理府令第八九号〕

この府令は、公布の日から施行する。ただし、地方公共団体歳入歳出予算様式に関する部分は、昭和三十二年度分から適用し、繰越計算書様式及び地方公共団体歳入歳出決算様式に関する部分は、昭和三十一年度分から適用する。

附則〔昭和三三年三月一日総理府令第一二号〕

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の地方公共団体の予算から適用する。

附則〔昭和三三年五月三十一日総理府令第四六号〕

この府令は、昭和三十三年六月一日から施行し、地方公共団体歳入歳出予算様式に関する部分は昭和三十三年度分から、地方公共団体歳入歳出決算様式に関する部分は昭和三十二年度分から適用する。

附則〔昭和三六年四月三〇日自治省令第九号抄〕

〔施行期日〕

一 この省令は、〔中略〕昭和三十六年五月一日から施行する。

附則〔昭和三七年九月二十九日自治省令第二号〕

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則〔昭和三八年四月一日自治省令第一二号抄〕

〔施行期日〕

一 この省令は、〔中略〕狩猟法の一部を改正する法律〔昭和三十八年法律第二十三号〕の施行の日〔昭和三十八年六月一日〕から施行する。

附則〔昭和三八年九月四日自治省令第二六号〕

一 この省令中予算に関する改正規定は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

2 新規則別記予算に関する説明書様式歳入歳出予算事項別明細書  
中前年度予算額又は前年度の欄は、昭和三十九年度に限り、記載  
を省略することができる。

附 則〔昭和三十八年二月二十七日自治省令第三五号〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方自治法施行規則(以下「新規則」という。)第十二  
八条第一項の規定の適用については、昭和三十八年十二月三十一  
日までの間は、同項の表中「第四百七条第二項」とあるのは  
「第五百九条の二」とし、新規則第十八条第二項の規定の適用  
については、昭和三十九年三月三十一日までの間は、同項中「第  
百七十二条第一項」とあるのは「第七十一条の三」と、「必要  
な措置請求書」とあるのは「理事長、理事若しくは監事又は事業  
団の職員」の違法又は不当な行為の制限又は禁止に関する措置請求  
書」とし、新規則別記措置請求書様式の適用については、昭和三  
十九年三月三十一日までの間は、同様式中「地方自治法第三百十  
四条第一項において準用する第二百四十二条第一項」とあるのは  
「地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第九十九  
号)附則第十五条第一項において準用する地方自治法第二百四十  
三条の二第一項」とする。

附 則〔昭和四〇年五月一日自治省令第一五号〕

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四一年二月一日自治省令第二号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四一年五月三〇日自治省令第一号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年七月五日自治省令第四号抄〕

(施行期日)

1 この省令〔中略〕は同年〔昭和四二年〕四月一日から施行す  
る。

5 前項の規定による改正後の地方自治法施行規則第十五条の五の  
規定及び別記継続費繰越計算書様式は、昭和四十二年度の予算及  
び決算から適用する。

附 則〔昭和四一年八月二十七日自治省令第一九号抄〕

1 この省令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。

附 則〔昭和四三年一月一日自治省令第三一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四四年四月一日自治省令第一〇号〕

1 この省令は、昭和四十四年五月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求に  
ついては、なお従前の例による。

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

附 則〔昭和四四年二月五日自治省令第三三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四六年一月二三日自治省令第一〇号抄〕

〔施行期日〕

1 この省令は、昭和四十六年一月二十四日から施行する。

附 則〔昭和四六年七月五日自治省令第一三〇号抄〕

沿革 昭和四七年 八月三十一日 自治省令第二二九号「地方道路譲与税法施行規則等の一部を改正する省令附則三条による改正」

昭和五八年一月二七日 自治省令第二九九号「地方税法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正」  
 平成一三年 六月 七日 総務省令第八四号「地方道路譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令二条による改正」

〔施行期日〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置〕

7 前項の規定による改正後の地方自治法施行規則別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の表にかかわらず、昭和四十六年度分に係る歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分については、同項の規定による改正前の同表の市町村の款の欄及び備考一中「2 自動車取得税交付金」とあるのは「2 自動車重量譲与税及び自動車取得税交付金」と、同表の市町村の項及び目の欄並びに備考一中

「1 自動車取得税交付金」	「1 自動車取得税交付金」とあるのは
---------------	--------------------

「1 自動車重量譲与税 2 自動車取得税交付金」	「1 自動車重量譲与税 1 自動車取得税交付金」	と	同表備
-----------------------------	-----------------------------	---	-----

考一中

「1 特別とん譲与税 2 地方道路譲与税 3 石油ガス譲与税」	「1 特別とん譲与税 1 地方道路譲与税 1 石油ガス譲与税」	と	考
---------------------------------------	---------------------------------------	---	---

「1 自動車重量譲与税 2 特別とん譲与税 3 地方道路譲与税 4 石油ガス譲与税」	「1 自動車重量譲与税 1 特別とん譲与税 1 地方道路譲与税 1 石油ガス譲与税」	と	考
---	---	---	---

る。

旧四項…五項に繰下〔昭和四七年八月自治令二二号〕、旧五項…六項に繰下〔昭和五八年一月自治令二九号〕、旧六項…七項に繰下〔平成一三年六月総務令八四号〕

附 則〔昭和四六年九月八日自治省令第一八〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四七年九月三〇日自治省令第二六〇号抄〕

〔施行期日〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四八年六月三〇日自治省令第一七号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則〔昭和四九年三月三〇日自治省令第九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四九年一〇月一七日自治省令第三七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五〇年二月六日自治省令第一号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の地方自治法施行規則別記予算に関する説明書様式中給与費明細書に関する部分は、昭和五十年度の予算から適用する。ただし、昭和五十年三月三十一日までの間に議会に提出される給与費明細書にあつては、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則〔昭和五〇年九月二〇日自治省令第一六号〕

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五一年三月三十一日自治省令第八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五一年八月一七日自治省令第二五号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五四年三月三十一日自治省令第八号抄〕

(施行期日)

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

〔中略〕施行する。

附 則〔昭和五四年三月三十一日自治省令第九号抄〕

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五七年九月一六日自治省令第二〇号〕

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五九年八月一七日自治省令第二二号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において昭和五十九年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることのできないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則〔昭和六〇年八月二二日自治省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六一年二月二八日自治省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六一年五月三〇日自治省令第二二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六二年三月三日自治省令第三号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六二年二月二八日自治省令第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。〔後

略)

附 則〔昭和六三年二月三〇日自治省令第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。〔後

略)

附 則〔平成元年三月三一日自治省令第一二号〕

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則〔平成二年二月二日自治省令第二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二年二月二六日自治省令第三号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において平成二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうやむを得ない事情がある場合に限

り、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則〔平成三年三月三〇日自治省令第九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三年四月二日自治省令第一一号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成三年二月二四日自治省令第三〇号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において平成三年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうやむを得ない事情がある場合に限

り、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則〔平成六年七月八日自治省令第二八号〕

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日〔平成六年七月一九日〕から施行する。

附 則〔平成六年二月二五日自治省令第四一号抄〕

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日〔平成六年二月二五日〕から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則〔平成七年六月二〇日自治省令第二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の地方自治法施行規則の規定は、この省令の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。



附則〔平成七年二月二〇日自治省令第三六号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則〔平成九年三月三十一日自治省令第一八号〕

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則〔平成九年九月三〇日自治省令第三九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔平成九年二月一九日自治省令第四二号〕

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則〔平成一〇年一月三〇日自治省令第一号抄〕

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査については、適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附則〔平成一〇年八月五日自治省令第三四号〕

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年十一月一日）から施行する。

附則〔平成一〇年二月一八日自治省令第四六号〕

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

附則〔平成一二年二月一七日自治省令第四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔平成一二年三月三十一日自治省令第一五号抄〕

沿革 平成一九年三月三十一日号外 総務省令第五四号〔地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令による改正〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

本条…追加〔平成一九年三月総務令五四号〕

附則〔平成一二年三月三十一日自治省令第三二号〕

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則〔平成一二年四月一八日自治省令第三三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔平成一二年九月一四日自治省令第四四号〕

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則〔平成一三年二月一日総務省令第五号〕

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度の予算から適用する。ただし、この省令による改正後の別記予算の調整の様式第5表は、平成十二年度の予算から適用する。

附則〔平成一三年六月七日総務省令第八四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔平成一四年二月二八日総務省令第一九号〕

（施行期日）

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律〔平成十三年一月法律第一五三号〕の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分を基準として議会に提出し、又は議会の議決を経ている予算及びこれに関する説明書は、同条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分を基準として定められたものとみなす。

附 則〔平成十四年三月三〇日総務省令第四一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令中、第二条の規定は、平成十四年三月三十一日から、その他の規定は、平成十四年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の日前に地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成十四年政令第九十五号）第二条（市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「合特令」という。）第二条第四項及び第五項の改正規定（第七十四条第五項）を「第七十四条第六項」に改める部分に限る。）並びに同令第四条第一項の改正規定（「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める部分に限る。）を除く。）の規定による改正前の合特令第一条第二項又は第一条の四第四項の規定によりされた告

示に係る請求代表者証明書又は同一請求代表者証明書に係る請求に係る署名簿、署名収集委任状、署名審査録及び署名収集証明書（以下この項において「署名簿等」という。）のうち第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の合特規則の規定により作成されたものについては、同条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の合特規則の規定により作成された署名簿等とみなす。

2 前項の規定により第二条の規定による改正後の合特規則の規定により作成されたものとみなされた署名簿及び署名収集証明書並びに第三条の規定の施行の日前に地方自治法施行令等の一部を改正する政令第二条（合特令第二条第四項及び第五項の改正規定（「第七十四条第五項」を「第七十四条第六項」に改める部分に限る。）並びに同令第四条第一項の改正規定（「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める部分に限る。））の規定による改正前の合特令第一条第二項（同令第九条の二において準用する場合を含む。）又は第一条の四第四項の規定によりされた告示に係る請求代表者証明書若しくは同一請求代表者証明書又は投票実施請求代表者証明書に係る請求に係る署名簿及び署名収集証明書のうち第三条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の合特規則の規定により作成されたものについては、同条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の合特規則の規定により作成された署名簿及び署名収集証明書とみなす。

附 則〔平成十五年三月二四日総務省令第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一五年八月二九日総務省令第二二二号〕

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成一五年六月法律第八一号〕の施行の日（平成十五年九月二日）から施行する。

附 則〔平成一五年二月二五日総務省令第一四五号〕

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則〔平成一六年四月一日総務省令第七八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一六年七月三〇日総務省令第二二二号〕

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則〔平成一六年一月八日総務省令第一三二号〕

この省令は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百四十四号）の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。

附 則〔平成一七年四月一三日総務省令第七五号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の地方自治法施行規則第十二条の三の二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画は、この省令による改正後の地方自治法施行規則第十二条の三の

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

二第一項各号のいずれにも適合するものであると普通地方公共団体の長が確認した同項に規定する実施計画とみなす。

附 則〔平成一七年二月二八日総務省令第二六九号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において、平成十七年度及び平成十八年度の予算に関して議会で提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないうやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則〔平成一八年一月二三日総務省令第一三九号〕

沿革 平成一九年一月三一日号外 総務省令第四号（地方自治法施行規則の一部を改正する省令附則三条による改正）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、

第一条中地方自治法施行規則第十二条の二の二の改正規定及び同令第十二条の四の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十一月二十四日から施行する。

(出納長及び収入役に関する経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条第一項の規定、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関

する説明書様式給与費明細書の一の備考一「中略」は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十二条第一項、別記歳出予算に係る節の区分の表及び別記予算に関する説明書様式給与費明細書の一の備考一中「助役」とあるのは、「副市町村長」とする。

本条…一部改正〔平成一九年一月総務令四号〕

附 則 〔平成一九年一月三十一日総務省令第四号抄〕

沿革 平成二〇年一〇月二二日号外 総務省令第一一六号「地方税等減収補てん臨時交付金に関する省令附則三条による改正」

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成十九年度から平成二十一年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例）

第二条 平成十九年度から平成二十一年度までの各年度においては、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中

「 4 地方特別交付金	1 地方特別交付金	1 地方特別交付金
-------------	-----------	-----------

とあるのは

「 4 地方特別交付金	1 地方特別交付金	1 地方特別交付金
	2 特別交付金	1 特別交付金

と 同表市町村の欄中

「 8 地方特別交付金	1 地方特別交付金	1 地方特別交付金
とあるのは		
「 8 地方特別交付金		

1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
2 特別交付金	1 特別交付金

とする。

見出・本条…一部改正〔平成二〇年一〇月総務省令二一六号〕

附 則〔平成一九年二月二三日総務省令第一四号抄〕

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定、次項の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年三月二三日総務省令第二七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

附 則〔平成一九年三月二三日総務省令第五四号抄〕

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

附 則〔平成二〇年二月一四日総務省令第二三号〕

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年七月一八日総務省令第八六号抄〕

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用する。ただし、附則第四条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年一〇月二三日総務省令第二一六号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二〇年一月六日総務省令第二一八号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十二條、別記歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）、別記申請書様式（第十八条関係）、別記届出様式（第二十条関係）、別記台帳様式（第二十一条関係）及び別記申請書様式（第二十二条関係）の改正規定並びに附則第二条の規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日の前日までに、この省令による改正前の地方自治法施行規則（以下、「旧規則」という。）の規定に基づく申請、届出その他の手続及び旧規則別記台帳様式（第二十一条関係）により調製されている台帳については、この省令による改正後の地方自治法施行規則中の相当する規定に基づくものとみなす。

附 則〔平成二十二年三月三十一日総務省令第三六号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二十二年三月三十一日総務省令第三九号〕

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二十二年五月二十九日総務省令第五四号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以降において、平成二十一年度及び平成二十二年年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

附 則〔平成二十二年三月三十一日総務省令第三五号〕

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成二十三年四月二十七日総務省令第四三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二十三年七月二十九日総務省令第一二二号〕

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二十三年五月法律第三五号〕の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則〔平成二十三年二月二十六日総務省令第一六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二十四年三月三十一日総務省令第三〇号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、児童手当法の一部を改正する法律〔平成二十四年三月法律第二四号〕の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十四年三月までの間に、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条第一項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条第一項の規定により支給すべき子ども手当に関しては、地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分の表説明の欄中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と読み替えるものとする。

附 則〔平成二十五年二月六日総務省令第五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令〔平成二十五年二月政令第二八号〕(以下「改正令」という。)の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

(地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則第九条から第十二条の二までの規定並びに同令別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求書様式、別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式、別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求代表者証明書様式、別記何広域連合条例制定(改廃)請求代表者証明書様式、別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求署名収集証明書様式、別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求書様式、別記何広域連合事務監査請求書様式、別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求代表者証明書様式及び別記何広域連合事務監査請求代表者証明書様式は、この省令の施行の日以後に改正令第一条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下この条及び次条において「新令」という。)第九十一条第二項(新令第九十九条、第一百条、第一百十條、第一百六十一条、第二百一十條、第二百十二條の二、第二百十二條の四、第二百

〔現行法規五六九〕⑧(4)

百十三條の二、第二百十四條の二、第二百十五條の二、第二百十六條の三及び第二百十七條の二において準用する場合を含む。)の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この省令の施行の日の前日までに改正令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(以下この条及び次条において「旧令」という。)第九十一条第二項(旧令第九十九条、第一百条、第一百十條、第一百六十一條、第二百一十條、第二百十二條の二、第二百十二條の四、第二百十三條の二、第二百十四條の二、第二百十五條の二、第二百十六條の三及び第二百十七條の二において準用する場合を含む。)の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記投票用紙様式の一及び別記投票用紙様式の二は、この省令の施行の日以後に新令第一百條の二第二項(新令第一百十三條及び第一百六條の二(これらの規定を新令第二百十條及び第百八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第百二十條、第百八十八條第一項並びに第二百十三條の四、第二百十四條の三及び第二百十五條の三(これらの規定を新令第二百十五條の六において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第百九條の三第二項(新令第一百十三條、第一百六條の二、第二百十三條の四、第二百十四條の三及び第二百十五條の三において準用する場合を含む。)、第百八十一條第一項又は第百八十八條の二第二項の規定による期日の告示が行われる投票について適用し、この省令の施行

の日の前日までに旧令第百条の二第二項（旧令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を旧令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百八十八条第一項並びに第百十三条の四、第百十四条の三及び第百十五条の三（これらの規定を旧令第百十五条の六において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第百九条の三第二項（旧令第百十三条、第百十六條の二、第百十三条の四、第百十四条の三及び第百十五条の三において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項又は第百八十八条の二第二項の規定による期日の告示が行われた投票については、なお従前の例による。



(別記)  
投票用紙様式の一(第一条関係)  
その一

表  
折目

都(何道府県)(市)(町)(村) の議会の解散投票	都(道府県) (市)(区)(町) (村)選挙管理 委員会印
------------------------------	--

裏

折目

○注意 一 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。 二 他のごとは書かないこと。	
--	--

備考

- 一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の解散の投票の場合の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えてもさしつかえない。
- 四 地方自治法施行令第六六条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。
- 五 地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票に用いる投票用紙は、この様式に準じて調製するものとする。

その二

表

折目

都(何道府県)(市)(町)(村) の議会の解散投票	都(道府県)(市) (区)(町)(村)選 挙管理委員会印

裏

折目

○注意

一 解散に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。

二 ○のほかは何も書かないこと。

はん たい 反 対	さん せい 賛 成

備考

- 一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による普通選挙法第四十六条の二第一項の議会の解散の投票の場合の様式である。
- 二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一その一に準ずる。
- 三 地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票に用いる投票用紙は、この様式に準じて調製するものとする。

その三

表

折目

何広域連合の議会の解散投票	
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">広域連合選挙 管理委員会印</td> </tr> </table>	広域連合選挙 管理委員会印
広域連合選挙 管理委員会印	

裏

折目

<p>○注意</p> <p>一 解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。</p> <p>二 他のことは書かないこと。</p>
---

備考

- 一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の投票の場合の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印は、広域連合の選挙管理委員会の定めるところにより、広域連合の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えてもさしつかえない。
- 四 地方自治法施行令第二百十三条の五第一項において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。

その四

表

折目

何広域連合の議会の解散投票	広域連合選挙 管理委員会印
---------------	------------------

裏

折目

<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">賛成</td> <td style="text-align: center;">反対</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">はん 成</td> <td style="text-align: center;">たい 対</td> </tr> </table>	賛成	反対	はん 成	たい 対	<p>○注意</p> <p>一 解散に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。</p> <p>二 ○のほかは何も書かないこと。</p>
賛成	反対				
はん 成	たい 対				

備考

一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による広域連合の議会の解散の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会印については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

本様式：一部改正〔昭和二五年五月総理令一四号・三八年九月自治令二六号・四六年一月一号・五〇年二月一号・平成六年一月四一号・七年六月二号・二二年三月六号・一〇年一月一号・二五年二月総務令五号〕

〔現行法規五六九〕⑧(4)

投票用紙様式の二(第一条関係)

その一

表

折目

都(何道府県)(市)(町)(村)の議会の議員(都道府県知事)(市町村長)何某の解職投票

都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印

裏

折目

備考

○注意

一 解職に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。

二 他のことは書かないこと。

この様式は、地方自治法第十五条第一項において準用するこの様式及び特別区の議会の議長及び選挙管理委員会の様式と同一とする。

二 一の備考に於て、この様式は、地方自治法第十五条第一項において準用するこの様式及び特別区の議会の議長及び選挙管理委員会の様式と同一とする。

一 一の備考に於て、この様式は、地方自治法第十五条第一項において準用するこの様式及び特別区の議会の議長及び選挙管理委員会の様式と同一とする。

その二

表

折目

都(何道府県)(市)(町)(村) の議会の議員(都道府県知事 (市町村長)何某の解職投票	都(道府県)(市 (区)(町)(村)選 挙管理委員会印
--	-----------------------------------

裏

折目

○注 意 一 解職に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反 対欄に○をつけること。 二 ○のほかは何も書かないこと。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">                             賛 成                              はん せい                         </td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">                             反 対                              はん たい                         </td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	賛 成 はん せい	反 対 はん たい		
賛 成 はん せい	反 対 はん たい				

備考

一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用  
 する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による普通地  
 方公共団体及び特別区の議会の議員及び長の解職の投票の  
 場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員  
 会の印については、投票用紙様式の一その一に準ずる。

その三

表

折目

何広域連合の議会の議員（広域連合の長）何某の解職投票 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">           広域連合選挙 管理委員会印         </div>
--

裏

折目

	一 ○注 意 解職に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。 二 他のことは書かないこと。
--	---

備考

この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合に用紙及び用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第二百四十四条の四及び第五十一条の五並びに地方自治法施行令第二百四十四条の四及び第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一その二に準ずる。



その四

表

折目

<p style="text-align: center;">何広域連合の議会の議員（広域連合の長）何某の解職投票</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">広域連合選挙 管理委員会印</p> </div>
---	---

裏

折目

<p style="text-align: center;">○注 意</p> <p>一 解職に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。</p> <p>二 ○のほかは何も書かないこと。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">はん 反</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">たい 対</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">さん 賛</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">せい 成</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">はん 反</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">たい 対</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	はん 反	たい 対			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">さん 賛</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">せい 成</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	さん 賛	せい 成		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">はん 反</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">たい 対</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	はん 反	たい 対			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">さん 賛</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">せい 成</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	さん 賛	せい 成				
はん 反	たい 対										
さん 賛	せい 成										

備考

一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会印については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

本様式：一部改正〔昭和二五年五月総理令一四号〕、全部改正〔昭和四六年一月自治令一号〕、一部改正〔昭和五〇年二月自治令一号・平成七年六月二二号・一〇年一月一号・二五年二月総務令五号〕

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求書様式  
（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定  
（改廃） 請求書

何条例制定（改廃） 請求の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

二 請求代表者

住所	職業	氏名	名印
生年月日	性別		
（住所）	（職業）	（氏名）	（名印）
（生年月日）	（性別）		

右のとおり地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙  
条例案を添えて条例の制定（改廃）を請求いたします。

平成何年何月何日

〔都（何道府県）知事〕〔何郡（市）町（村）長〕 あて

備考

一 本請求書又はその写は、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕  
条例制定（改廃）請求者署名簿」とにつづり込むものとする  
こと。

二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点  
字で自己の氏名を記載することを含む）すること。

本様式：一部改正〔昭和二五年五月総理令一六号・四四年四月自治令一〇号・五  
〇年二月一号・平成元年三月二二号・七年六月二二号・二五年二月総務令五号〕

何広域連合条例制定（改廃）請求書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求書

何条例制定（改廃）請求の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

二 請求代表者

住所 職業 氏名 名印

生年月日 性別

(住所) (職業) (氏名) (名印)

(生年月日) (性別)

右のとおり地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定（改廃）を請求いたします。

平成何年何月何日

何広域連合の長 あて

備考

一 本請求書又はその写は、何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。

二 氏名は自署（百人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

本様式：追加（平成七年六月自治令二二号）、一部改正（平成二五年二月総務令五号）

〔現行法規五六九〕⑧(4)

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者証明書

住所 氏名 名印

生年月日 性別

(住所) (氏名) (名印)

(生年月日) (性別)

右の者は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者であることを証明する。

平成何年何月何日

〔都（何道府県）知事〕〔何郡（市）町（村）長〕の長 氏名 名印

備考 本証明書又はその写は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。

本様式：一部改正（昭和二五年五月総理令一六号・五〇年二月自治令一号・平成元年三月一二号・七年六月二二号・二五年二月総務令五号）

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書

住所 氏 名

生年月日 性別

（住所）（氏 名）

（生年月日）（性別）

右の者は何広域連合条例制定（改廃）請求代表者であることを証明する。

平成何年何月何日

何広域連合の長

氏 名印

備考 本証明書又はその写は何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。

本様式：追加〔平成七年六月自治令二二号〕、一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕



何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式（第九条関係）

（表紙）

平成何年何月何日
何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿
（第 号）

有効 無効 の印	番号	署名 年月日	住所	生年 月日	氏名	印	代筆をした場合（地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第八項及び第九項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。当該規定に違反した場合には、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。）	代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	代筆者の印	備考
----------------	----	-----------	----	----------	----	---	---	--------	----------	--------	-------	----

備考

- 一 本署名簿を二冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 二 条例制定（改廃）請求書（写）及び条例制定（改廃）請求代表者証明書（写）又は条例制定（改廃）請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。
- 三 地方自治法施行令第二百十二条の二において準用する同令第九十五条の三の規定による附記は、当該署名の備考欄に記入すること。
- 四 署名簿が二冊以上あるときは、地方自治法施行令第二百十二条の二において準用する同令第九十五条の四の規定による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならぬ。

本様式：追加（平成七年六月自治令二二号）、一部改正（平成一四年三月総務令四一四号・三三年七月二二号）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式（第九条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求署名収集委任状

住所 都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 大字

何（町） 何番地

氏名

生年月日 何年何月何日

性別 男女

右の者に対し、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求者署名簿に都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。  
平成何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） 請求者署名簿に都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕 条例制定（改廃） の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。  
平成何年何月何日

住所 氏名 名 印

生年月日 性別

(住所) (氏) (名) (印)

(生年月日) (性別)

備考

請求代表者が二人以上あるときは、すべての請求代表者の住所、氏名、生年月日及び性別を記載し、押印をすること。

本様式：追加〔昭和二五年五月総理令一六号〕、一部改正〔昭和二七年九月総理令六四号・五〇年二月自治令一号・平成元年三月一二号・七年六月二二号・二五年二月総務令五号〕

何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集委任状様式（第九条関係）

何広域連合条例制定（改廃） 請求署名収集委任状

住所 都（何道府県） 何郡（市） 何町（村） 大字何（町）

何番地

氏名

生年月日 何年何月何日

性別 男女

右の者に対し、何広域連合条例制定（改廃） 請求者署名簿に何広域連合条例制定（改廃） の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。  
平成何年何月何日

何広域連合条例制定（改廃） 請求代表者

住所 氏名 名 印

生年月日 性別

(住所) (氏) (名) (印)

(生年月日) (性別)

備考

請求代表者が二人以上あるときは、すべての請求代表者の住所、氏名、生年月日及び性別を記載し、押印をすること。

本様式：追加〔平成七年六月自治令二二号〕、一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

部(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求署名審査録様式(第九条関係)

部(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求署名  
査録

一 署名簿の受理 平成何年何月何日 部(何道府県)〔何  
郡(市)町(村)〕何条例制定(改廃)請求者署名簿(何冊)請求  
代表者何某(外何名)

二 署名審査開始 平成何年何月何日

三 審査

〔一〕署名簿の提出(仮提出)が地方自治法施行令第九十四条  
第一項(第九十三条の二)の期間を経過した後であったた  
で、何月何日却下した。

〔二〕署名簿(第 号)に請求書(写)(請求代表者証明書  
(写))(請求署名収集委任状)が欠けているので、当該署  
名簿の署名を無効と決定した。

〔三〕署名簿(第 号)の様式に署名年月日(住所)(生年月日)  
(押印)の欄がないので、当該署名簿を無効とした。

〔四〕何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、選挙人名簿  
に登録されていないので、無効と決定した。

〔五〕何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、ゴム印(活  
字等)でなされたものであるので無効と決定した。

〔六〕何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、何人である  
かを確認し難いので、無効と決定した。

〔七〕何番(署名簿第 号)の何某とある署名には、署名年月  
日(住所)(生年月日)(押印)がないので、無効と決定し  
た。

〔八〕何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、何月何日何  
某の出頭及び証書を求めた結果、本人の自署(本人が公職  
選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載し  
たもの)でないこと認められるので、何月何日無効と決定し  
た。何某の証書内容は、次のとおりである。

九、〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

四 審査終了 平成何年何月何日

五 証明の修正

〔一〕何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署  
名は、詐偽(強迫)に基づく旨の申出があったので、何月  
何日何某の証書を求めた結果、何某の申出を正当と認め、  
何月何日これを無効と決定した。申出及び証書の概略は、  
次のとおりである。

〔二〕何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署  
名の無効(有効)の決定について異議の申出があったので、  
審査の結果、申出を正当と認め、何月何日これを有効(無





何広域連合条例制定（改廃）請求署名審査記録様式（第九条関係）

- 何広域連合条例制定（改廃）請求署名審査録
- 一 署名簿の受理 平成何年何月何日 何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿（何冊）請求代表者何某（外何名）
- 二 署名審査開始 平成何年何月何日

三 審査

- 〔一〕 署名簿の提出（仮提出）が地方自治法施行令第二百二十二条の二において準用する同令第九十四条第一項（第九十三条の二）の期間を経過した後であつたので、何月何日却下した。
- 〔二〕 署名簿（第 号）に請求書（号）〔請求代表者証明書（写）〕〔請求署名収集委任状〕が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定した。
- 〔三〕 署名簿（第 号）の様式に署名年月日（住所）（生年月日）（押印）の欄がないので、当該署名簿を無効とした。
- 〔四〕 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、選挙人名簿に登録されていないので、無効と決定した。
- 〔五〕 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、ゴム印（活字等）でなされたものであるので無効と決定した。
- 〔六〕 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、何人であるかを確認し難いので、無効と決定した。
- 〔七〕 何番（署名簿第 号）の何某とある署名には、署名年月日（住所）（生年月日）（押印）がないので、無効と決定した。
- 〔八〕 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、何月何日何某の出頭及び証言を求めた結果、本人の自署（本人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載したものでない）と認められるので、何月何日無効と決定した。何某の証言内容は、次のとおりである。

九

四 審査終了 平成何年何月何日

五 証明の修正

- 〔一〕 何月何日何某から何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、詐偽（強迫）に基づく旨の申出があつたので、何月何日何某の証言を求めた結果、何某の申出を正当と認め、何月何日これを無効と決定した。申出及び証言の概略は、次のとおりである。

- 〔二〕 何月何日何某から何番（署名簿第 号）の何某とある署名の無効（有効）の決定について異議の申出があつたので、審査の結果、申出を正当と認め、何月何日これを有効（無効）と決定し、当該署名の備考欄にこの旨を記載した。審査の概略は次のとおりである。

ロ

六 署名簿の返付 平成何年何月何日 署名簿の本尾の記載は、有効署名数何々無効署名数何々秘数何々である。  
右は、何条例制定（改廃）請求者署名簿についての本選挙管理委員会の審査の次第である。

平成何年何月何日

何広域連合選挙管理委員会

委員長	氏	名印
委員	氏	名印
委員	氏	名印
委員	氏	名印
書記	氏	名印

本様式：追加〔平成七年六月自治令二二号〕

都 (何道府県)〔何郡 (市) 町 (村)〕 条例制定 (改廃) 請求署名収集証明書様式 (第九條関係)

都 (何道府県)〔何郡 (市) 町 (村)〕 条例制定 (改廃) 請求署名収集証明書

都 (何道府県)〔何郡 (市) 町 (村)〕 何条例制定 (改廃) 請求書に添えて提出する何条例制定 (改廃) 請求者署名簿には、地方自治法第七十四條第五項の規定により、平成何年何月何日付で告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一 (何万何千何百何十何人) により有効署名があることを証明します。

なお、署名の効力の決定に関する裁決書 (判決書) (地方自治法第七十四條の二十項の規定による通知書) 何通を添付します。

平成何年何月何日

都 (何道府県)〔何郡 (市) 町 (村)〕 条例制定 (改廃) 請求代表者

住所 氏 名 印  
生年月日 性別  
(住所) (氏 名) (印)  
(生年月日) (性別)

本様式：追加 (昭和二五年五月総務令一六号)、一部改正 (昭和二七年九月総務令六四号・五〇年二月自治令一号・平成七年六月二号・一四年三月総務令四一号・二五年二月五号)

何広域連合条例制定 (改廃) 請求署名収集証明書様式 (第九條関係)

何広域連合条例制定 (改廃) 請求署名収集証明書

何広域連合何条例制定 (改廃) 請求書に添えて提出する何条例制定 (改廃) 請求者署名簿には、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十四條第五項の規定により、平成何年何月何日付で告示された請求権を有する者の総数の五十分の一 (何万何千何百何十何人) により有効署名があることを証明します。

なお、署名の効力の決定に関する裁決書 (判決書) (地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十四條の二十項の規定による通知書) 何通を添付します。

平成何年何月何日

何広域連合条例制定 (改廃) 請求代表者

住所 氏 名 印  
生年月日 性別  
(住所) (氏 名) (印)  
(生年月日) (性別)

本様式：追加 (平成七年六月自治令二号)、一部改正 (平成一四年三月総務令四一号・二五年二月五号)

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書様式(第十三条関係)都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書

都(何道府県)知事(何委員会若しくは委員又は職員)〔何郡(市)町(村)〕長(何委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

二 請求者

住所 職業 氏名 印  
(住所) (職業) (氏名) (印)

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成何年何月何日

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕監査委員あて

備考 氏名は自署(官人が公職選挙法施行令別表第一に定める点

字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

本様式：追加〔昭和三年七月総理令四六号〕、全部改正〔昭和三十八年九月自治令二六号〕、一部改正〔昭和四四年四月自治令一〇号・五〇号二月一号・平成元年三月二二号・一四年三月総務令四一号〕

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求書様式(第十七条の九関係)

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求書  
事務監査請求の要旨  
一 請求の要旨(千字以内)

二 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(千字以内)

三 請求代表者

住所 職業 氏名 印  
生年月日 性別  
(住所) (職業) (氏名) (印)  
(生年月日) (性別)

右のとおり地方自治法第七十五条第一項の規定により事務の監査を請求いたします。併せて、同法第二百五十二条の三十九第一項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

平成何年何月何日

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕監査委員あて

備考

一 本請求書又はその写は、都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求者署名簿(こと)につづり込むものとする。

二 氏名は自署(官人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。

本様式：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

何広域連合事務監査請求書様式（第十七条の九関係）

何広域連合事務監査請求書

事務監査請求の要旨

- 一 請求の要旨（千字以内）
- 二 監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（千字以内）

三 請求代表者

住所	職業	氏	名	印
生年月日	性別			
(住所)	(職業)	(氏	名	印)
(生年月日)	(性別)			

右のとおり地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定により事務の監査を請求いたします。併せて、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第二百五十二条の三十九第一項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

平成何年何月何日

何広域連合の監査を行う機関 あて

備考

- 一 本請求書又はその写は、何広域連合事務監査請求者署名簿（一）につづり込むものとする。
- 二 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

本様式…追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書

住所 氏 名

生年月日 性別

（住所）（氏 名）

（生年月日）（性別）

右の者は都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者であることを証明する。併せて、当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていることを証明する。

平成何年何月何日

（都（何道府県））〔何郡（市）町（村）〕監査委員 印

備考 本証明書又はその写は都（何道府県）〔何郡（市）町

（村）〕事務監査請求者署名簿ごとにつづり込むものとするこ

と。

本様式：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

〔現行法規五六九〕⑧(4)

何広域連合事務監査請求代表者証明書様式（第十七条の九関係）

何広域連合事務監査請求代表者証明書

住所 氏 名

生年月日 性別

（住所）（氏 名）

（生年月日）（性別）

右の者は何広域連合事務監査請求代表者であることを証明する。併せて、当該事務監査請求に係る監査について、監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていることを証明する。

平成何年何月何日

何広域連合の監査を行う機関

備考 本証明書又はその写は何広域連合事務監査請求者署名簿ご

とにつづり込むものとするこ

と。

本様式：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成二五年二月総務令五号〕

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式（第十七条の十四関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書

都（何道府県）知事（何委員会若しくは委員又は職員）〔何郡（市）町（村）〕長（何委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

二 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

三 請求者

住所 職業 氏 名 印

(住所) (職業) (氏) (名) (印)

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を追加必要な措置を請求します。併せて、同法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

平成何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕監査委員あて

備考 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

本様式：追加〔平成一〇年八月自治令三四号〕、一部改正〔平成一四年三月総務令四一号〕



予算の調製の様式（第十四条関係）

何年度（普通地方公共団体名）一般会計予算

何年度（普通地方公共団体名）の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ何千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

（地方債）

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

（一時借入金）

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、何千円と定める。

（歳出予算の流用）

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 何々

何年何月何日 提出

〔何都（道府県）知事〕〔何都（道府県）何市（町村）長〕

氏 名

備考 1 特別会計に属する予算（地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける

事業に係るものを除く。)は、この様式に準じて、これを調製すること。ただし、国民健康保険事業、介護保険事業及び農業共済事業に係る特別会計については、必要に応じ、この様式を変更することができること。

2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて、これを調製すること。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 何々		千円
	1 何々	
	2 何々	
2 何々		
	1 何々	
	2 何々	
歳 入 合 計		

歳 出

款	項	金 額
1 何々		千円
	1 何々	
	2 何々	
2 何々		
	1 何々	
	2 何々	
歳 出 合 計		

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 何々	1 何々		千円		千円
2 何々	1 何々				

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 何々	1 何々		千円
2 何々	1 何々		

- 備考 1 事業名の欄には、具体的な事業の名称を記載すること。  
 2 金額の欄には、当該事業に係る金額を記載すること。

第4表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
						千円

- 備考 1 期間及び限度額の欄には、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。  
 ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。  
 2 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

※〔法規七九四〇〕③(4)

第5表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
計				

- 備考 1 起債の目的の欄には、地方債資金によつて執行する事業の名称を記載すること。
- 2 利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合は、文言で記載することができること。

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

歳			入		
都 道 府 県			市 町 村		
款	項	目	款	項	目
1 都(道府県)税	1 道府県民税	1 個人	1 市(町村)税	1 市町村民税	1 個人
		2 法人			2 法人
		3 利子割			
	2 事業税	1 個人		2 固定資産税	1 固定資産税
		2 法人			2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
	3 地方消費税	1 譲渡割		3 軽自動車税	1 軽自動車税
		2 貨物割			
	4 不動産取得税	1 不動産取得税		4 市町村たばこ税	1 市町村たばこ税

※〔法規七九四〇〕⑧(4)

2 地方消費税清算金	5 道府県たばこ税	1 道府県たばこ税	5 鉱産税	1 鉱産税	
	6 ゴルフ場利用税	1 ゴルフ場利用税	6 特別土地保有税	1 特別土地保有税	
	7 自動車取得税	1 自動車取得税	7 入湯税	1 入湯税	
	8 軽油引取税	1 軽油引取税	8 事業所税	1 事業所税	
	9 自動車税	1 自動車税	9 都市計画税	1 都市計画税	
	10 鉱区税	1 鉱区税	10 水利地益税	1 水利地益税	
	11 固定資産税	1 固定資産税 2 国有資産等所在都道府県交付金及び納付金	11 共同施設税	1 共同施設税	
	12 狩猟税	1 狩猟税	12 何税	1 何税	
	13 水利地益税	1 水利地益税	13 旧法による税	1 何税	
	14 何税	1 何税			
	15 旧法による税	1 何税			
	3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金		
			2 地方譲与税		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方法人特別譲与税</li> <li>2 地方揮発油譲与税</li> <li>3 石油ガス譲与税</li> <li>4 地方道路譲与税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方法人特別譲与税</li> <li>1 地方揮発油譲与税</li> <li>1 石油ガス譲与税</li> <li>1 地方道路譲与税</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方揮発油譲与税</li> <li>2 自動車重量譲与税</li> <li>3 地方道路譲与税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方揮発油譲与税</li> <li>1 自動車重量譲与税</li> <li>1 地方道路譲与税</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>4 地方特例交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方特例交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方特例交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 利子割交付金</li> <li>4 配当割交付金</li> <li>5 株式等譲渡所得割交付金</li> <li>6 地方消費税交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 利子割交付金</li> <li>1 配当割交付金</li> <li>1 株式等譲渡所得割交付金</li> <li>1 地方消費税交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 利子割交付金</li> <li>1 配当割交付金</li> <li>1 株式等譲渡所得割交付金</li> <li>1 地方消費税交付金</li> </ul>

5 地方交付税	1 地方交付税		7 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金 2 旧法による自動車取得税交付金
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	8 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金
7 分担金及び負担金	1 分担金 2 負担金	1 交通安全対策特別交付金	9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税
8 使用料及び手数料		1 農林水産業費分担金 2 何費分担金	10 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金
		1 土木費負担金 2 何費負担金	11 分担金及び負担金	1 分担金 2 負担金	1 農林水産業費分担金 2 何費分担金 1 土木費負担金 2 何費負担金
			12 使用料及び手数料		

9 国庫支出金	1 使用料	1 民生使用料 2 何使用料	13 国庫支出金	1 使用料	1 民生使用料 2 何使用料	
	2 手数料	1 総務手数料 2 何手数料		2 手数料	1 総務手数料 2 何手数料	
	1 国庫負担金	1 民生費国庫負担金 2 何費国庫負担金		1 国庫負担金	1 民生費国庫負担金 2 何費国庫負担金	
	2 国庫補助金	1 土木費国庫補助金 2 何費国庫補助金		2 国庫補助金	1 土木費国庫補助金 2 何費国庫補助金	
	3 委託金	1 総務費委託金 2 何費委託金		3 委託金	1 総務費委託金 2 何費委託金	
				14 都(道府県)支出金	1 都(道府県)負担金	1 民生費都(道府県)負担金 2 何費都(道府県)負担金
					2 都(道府県)補助金	1 土木費都(道府県)補助金



10	財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入 2 利子及び配当金	15	財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入 2 利子及び配当金
		2 財産売払収入	1 不動産売払収入 2 物品売払収入 3 生産物売払収入			2 財産売払収入	1 不動産売払収入 2 物品売払収入 3 生産物売払収入
11	寄附金	1 寄附金	1 一般寄附金 2 何寄附金	16	寄附金	1 寄附金	1 一般寄附金 2 何寄附金
12	繰入金	1 特別会計繰入金	1 何特別会計繰入金	17	繰入金	1 特別会計繰入金	1 何特別会計繰入金
		2 基金繰入金	1 何基金繰入金			2 基金繰入金	1 何基金繰入金
13	繰越金	1 繰越金	1 繰越金	18	繰越金	1 繰越金	1 繰越金
14	諸収入	1 延滞金、加算金及び過料等		19	諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	
						3 委託金	2 何費都(道府県)補助金 1 総務費委託金 2 何費委託金

	1 延滞金	1 延滞金
	2 加算金	2 加算金
	3 過料等	3 過料
2 都(道府県)預金 金利息	1 都(道府県)預金 金利息	1 市(町村)預金 金利息
3 公営企業貸付金 元利収入	1 何公営企業貸付 金元利収入	1 何公営企業貸付 金元利収入
4 貸付金元利 収入	1 何貸付金元利 収入	1 何貸付金元利 収入
5 受託事業収入	1 何受託事業 収入	1 何受託事業 収入
6 収益事業収入	1 宝くじ収入	1 宝くじ収入
	2 何々	2 何々
7 利子割精算金 収入	1 利子割精算金 収入	
8 雑入	1 滞納処分費	1 滞納処分費
	2 弁償金	2 弁償金
	3 違約金及び延納 利息	3 違約金及び延納 利息
	4 小切手未払資金 組入れ	4 小切手未払資金 組入れ
	5 雑入	5 雑入
15 都(道府県)債		20 市(町村)債

	1 都(道 府県)債		1 市(町 村)債	
	1 土木債	2 何債	1 土木債	2 何債
備考 1	航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、			
	「 3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税 2 地方揮発油譲与税 3 石油ガス譲与税 4 地方道路譲与税	1 地方法人特別譲与税 1 地方揮発油譲与税 1 石油ガス譲与税 1 地方道路譲与税	を
	「 3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税 2 地方揮発油譲与税 3 石油ガス譲与税 4 地方道路譲与税 5 航空機燃料譲与税	1 地方法人特別譲与税 1 地方揮発油譲与税 1 石油ガス譲与税 1 地方道路譲与税 1 航空機燃料譲与税	と
	4 市町村たばこ税 都道府県交付金	1 市町村たばこ税 都道府県交付金	1 市町村たばこ税 都道府県交付金	」

すること。  
2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「11 地方特例交付金」とし、以下順次3号ずつ繰り下げ、

「 2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税
-----------	------------	------------

を

	2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税
	3 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税
3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金
4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金
7 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金 2 旧法による自動車取得税交付金
2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税
	2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税
	3 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税
	4 特別とん譲与税	1 特別とん譲与税
	5 航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税
	6 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税
3 利子割交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金
4 配当割交付金	1 配当割交付金	1 配当割交付金

5 株式等譲渡所得 割交付金	1 株式等譲渡所得 割交付金	1 株式等譲渡所得 割交付金	と
6 地方消費税交付 金	1 地方消費税交付 金	1 地方消費税交付 金	
7 ゴルフ場利用税 交付金	1 ゴルフ場利用税 交付金	1 ゴルフ場利用税 交付金	
8 自動車取得税交 付金	1 自動車取得税交 付金	1 自動車取得税交 付金 2 旧法による自動 車取得税交付金	
9 軽油引取税交付 金	1 軽油引取税交付 金	1 軽油引取税交付 金 2 旧法による軽油 引取税交付金	
10 国有提供施設等 所在市町村助成交 付金	1 国有提供施設等 所在市町村助成交 付金	1 国有提供施設等 所在市町村助成交 付金	

すること。  
3 国庫支出金等の過年度分については、雑入の項中に「過年度収入」の  
目を設けることができること。

4 1又は数箇の使用料又は手数料のみを証紙による収入の方法により歳  
入する市町村にあつては、12 使用料及び手数料の款中2 手数料の項  
の次に次のように項及び目を加えることができること。

3 証紙収入

1 証紙収入

5 特別会計に係る歳入予算の款目の区分及び目の区分については、普通  
地方公共団体の長が定めた区分によること。

歳			出		
都	道	府 県	市	町	村
款	項	目	款	項	目
1	議会費		1	議会費	

	1 議会費		1 議会費	※
		1 議会費	1 議会費	※
2 総務費	2 事務局費	2 事務局費	2 事務局費	※
	1 総務管理費	1 総務管理費	1 総務管理費	※
	1 一般管理費	1 一般管理費	1 一般管理費	※
	2 人事管理費	2 人事管理費	2 文書広報費	※
	3 広報費	3 広報費	3 財政管理費	※
	4 文書費	4 文書費	4 会計管理費	※
	5 財政管理費	5 財政管理費	5 財産管理費	※
	6 会計管理費	6 会計管理費	6 企画費	※
	7 財産管理費	7 財産管理費	7 支所及び出張所費	※
	8 支庁及び地方事務所費	8 支庁及び地方事務所費	8 公平委員会費	※
	9 恩給及び退職年金費	9 恩給及び退職年金費	9 恩給及び退職年金費	※
	10 諸費	10 諸費		※
	2 企画費	1 企画総務費		※
		2 計画調査費		※
	3 徴税费	1 税務総務費	2 徴税费	※
		2 賦課徴収費	1 税務総務費	※
	4 市町村振興費	1 市町村連絡調整費	2 賦課徴収費	※
		2 自治振興費	3 戸籍住民基本台帳費	※
	5 選挙費		1 戸籍住民基本台帳費	※
			4 選挙費	※

	1 選挙管理委員会費	1 選挙管理委員会費
	2 選挙啓発費	2 選挙啓発費
	3 何選挙費	3 何選挙費
6 防災費	※ 1 防災総務費	
	2 消防連絡調整費	
7 統計調査費	※ 1 統計調査総務費	5 統計調査費
	2 何統計費	1 統計調査総務費
8 人事委員会費	※ 1 委員会費	2 何統計費
	2 事務局費	
9 監査委員費	※ 1 委員費	6 監査委員費
	2 事務局費	1 監査委員費
3 民生費	※ 1 社会福祉総務費	3 民生費
	2 障害者福祉費	1 社会福祉費
	3 老人福祉費	
	4 家族介護等援費	※ 1 社会福祉総務費
	5 国民健康保険連 絡調整費	2 社会福祉施設費
	6 社会施設費	
	7 老人福祉施設費	

	2 児童福祉費	※ 1 児童福祉総務費	2 児童措置費	3 母子福祉費	4 児童福祉施設費		2 児童福祉費	※ 1 児童福祉総務費	2 児童措置費	3 母子福祉費	4 児童福祉施設費
		3 生活保護費	※ 1 生活保護総務費	2 扶助費	3 生活保護施設費		3 生活保護費	※ 1 生活保護総務費	2 扶助費	3 生活保護施設費	
		4 災害救助費	1 救助費	2 備蓄費			4 災害救助費	1 災害救助費			
4 衛生費	1 公衆衛生費	※ 1 公衆衛生総務費	2 結核対策費	3 予防費	4 精神衛生費	5 衛生研究所費	1 保健衛生費	※ 1 保健衛生総務費	2 予防費	3 環境衛生費	4 診療所費
	2 環境衛生費	※ 1 環境衛生総務費	2 食品衛生指導費	3 環境衛生指導費			2 清掃費	※ 1 清掃総務費	2 塵芥処理費	3 し尿処理費	
		3 保健所費	※ 1 保健所費								
	4 医薬費	※									



5	労働費	1 医葉総務費	5	労働費
		2 医務費		
1	労政費	3 保健師管理費	1	失業対策費
		4 薬務費		
2	職業訓練費	※ 労政総務費	1	失業対策費
		1 労働教育費		
		2 労働福祉費		
3	失業対策費	3 職業訓練校費	2	労働諸費
		1 職業訓練総務費		
4	労働委員会費	2 職業訓練校費	1	労働諸費
		1 失業対策総務費		
1	農業費	2 失業対策一般事業費	1	農業委員費
		1 委員会費		
6	農林水産業費	2 事務局費	2	農業振興費
		1 農業総務費		
1	農業費	※ 農業改良費	1	農業委員費
		1 農業改良費		
2	農業費	2 農業振興費	2	農業委員費
		3 農作物対策費		
3	農業費	4 肥料対策費	3	農業委員費
		4 植物防疫費		
4	農業費	5 肥料対策費	4	農業委員費
		6 植物防疫費		
5	農業費	6 植物防疫費	5	農業委員費
		1 農業委員費		

	7 農業協 同組合指 導費		
	8 農業共 濟団体指 導費		
	9 食糧管 理費		
	10 農業試 驗場費		
	11 蚕業費		
2 畜産業 費		※	
	1 畜産総 務費		
	2 畜産振 興費		
	3 家畜保 健衛生費		
	4 畜産試 驗場費		
3 農地費		※	
	1 農地総 務費		
	2 土地改 良費		
	3 農地防 災事業費		
	4 開墾及 び拓事 業費		
	5 干拓事 業費		
	6 農地調 整費		
4 林業費		※	
	1 林業総 務費		
	2 林業振 興費		
	3 森林病 害防除 費		
	4 造林費		
	5 林道費		
	6 治山費		
	7 林業試 驗場費		
	8 狩猟費		
5 水産業 費		※	
	1 水産業総		
		※	
		1 林業総	
		2 林業振 興費	
		2 林業費	
		3 水産業 費	
		1 水産業総	

		務費			務費
		2 水産業振興費			2 水産業振興費
		3 水産業協同組合指導費			3 漁港管理費
		4 漁業調整費			4 漁港建設費
		5 漁業取締費			
		6 水産試験場費			
		7 漁港管理費			
		8 漁港建設費			
7 商工費			7 商工費		
	1 商業費			1 商工費	
		※			※
		1 商業総務費			1 商工総務費
		2 商業振興費			2 商工業振興費
		3 貿易振興費			3 観光費
		4 物産あつ旋所費			
	2 工鉱業費				
		※			
		1 工鉱業総務費			
		2 中小企業振興費			
		3 銃砲火薬ガス等取締費			
		4 計量検定費			
		5 工業試験場費			
		6 鉱業振興費			
	3 観光費				

8 土木費	1 土木管理費	1 観光費	※	
		2 道路橋りよう費	1 道路橋りよう総務費	※
			2 道路維持費	
			3 道路新設改良費	
	4 橋りよう維持費			
	3 河川海岸費	1 河川総務費	※	
		2 河川改良費		
		3 砂防費		
		4 海岸保全費		
		5 水防費		
	4 港湾費	1 港湾管理費	※	

8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	※	
		2 道路橋りよう費	1 道路橋りよう総務費	※
			2 道路維持費	
			3 道路新設改良費	
	4 橋りよう維持費			
	3 河川費	1 河川総務費	※	
		2 河川改良費		
		3 砂防費		
		4 海岸保全費		
		5 水防費		
	4 港湾費	1 港湾管理費	※	

	2 港湾建設費	※
5 都市計画費	1 都市計画 画総務費	
	2 土地 画整理費	
	3 街路 事業費	
	4 公園費	
6 住宅費	※	
	1 住宅 管理費	
	2 住宅 建設費	
9 警察費	1 警察 管理費	
	1 公安 委員費	※
	2 警察 本部費	※
	3 警察 設備費	
	4 警察 施設費	
	5 運轉 免許費	
	6 恩給 及退職 年金費	
	2 警察 活動費	
	1 一般 警察 活動費	
	2 刑事 警察 費	
	3 交通 指導 取締費	
10 教育費	1 教育 総務 費	
	1 教育 委	

	2 港湾建設費	※
5 都市計画費	1 都市計画 画総務費	
	2 土地 画整理費	
	3 街路 事業費	
	4 公共 下水道 費	
	5 都市 下水道 費	
	6 公園費	
6 住宅費	※	
	1 住宅 管理費	
	2 住宅 建設費	
9 消防費	1 消防 費	
	1 常備 消防 費	※
	2 非常 備消防 費	※
	3 消防 施設 費	
	4 水防 費	
10 教育費	1 教育 総務 費	
	1 教育 委	

	員会費 ※		員会費 ※
2 小学校費	2 事務局費	2 小学校費	2 事務局費
	3 教職員人事費		3 恩給及び退職年金費
	4 教育連絡調整費		
	5 教育研究所費		
	6 恩給及び退職年金費		
	※		※
	1 教職員費		1 学校管理費
	2 教育振興費		2 教育振興費
3 中学校費		3 中学校費	3 学校建設費
	※		※
	1 教職員費		1 学校管理費
	2 教育振興費		2 教育振興費
			3 学校建設費
4 高等学校費		4 高等学校費	
	※		※
	1 高等学校総務費		1 高等学校総務費
	2 全日制高等学校管理費		2 全日制高等学校管理費
	3 定時制高等学校管理費		3 定時制高等学校管理費
	4 教育振興費		4 教育振興費
	5 学校建設費		5 学校建設費
	6 通信教育費		
5 特別支援学校費		5 幼稚園費	
	※		※

	6 社会教育費	1 特別支援学校費 ※ 1 社会教育總務費 2 視聽覺教育費 3 文化財保護費 4 図書館費		6 社会教育費	1 幼稚園費 ※ 1 社会教育總務費 2 公民館費 3 図書館費
	7 保健体育費	※ 1 保健体育總務費 2 体育振興費 3 体育施設費		7 保健体育費	※ 1 保健体育總務費 2 体育施設費
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費 2 何施設災害復旧費	1 何災害復旧費	11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費 2 何施設災害復旧費	1 何災害復旧費
12 公債費	1 公債費	1 何災害復旧費	12 公債費	1 公債費	1 何災害復旧費
13 諸支出金	1 普通財産取得費 2 公営企業貸付金	1 元金 2 利息 3 公債諸費	13 諸支出金	1 元金 2 利息 3 公債諸費	1 元金 2 利息 3 公債諸費
		1 何取得費			1 何取得費
		1 何公営企業貸付金			1 何公営企業貸付金

	3 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金			
	4 利子割交付金	1 利子割交付金			
	5 配当割交付金	1 配当割交付金			
	6 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金			
	7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金			
	8 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金			
	9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金 2 旧法による自動車取得税交付金			
	10 利子割精算金	1 利子割精算金			
14	予備費		14	予備費	1 予備費
	1 予備費	1 予備費			1 予備費

備考 1 都、指定都市等行政権能の差のあるものについては、当該行政権能の差により必要な款又は項を設けることができること。

2 一般職の職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は、※印



を付している目に計上すること。

- 3 2にかかわらず、事業費支弁の一般職の職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は、当該事業費の目に計上すること。
- 4 2にかかわらず、施設の一般職の職員に係る給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は当該施設の目に計上することができること。
- 5 特別会計に係る歳出予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。
- 6 地方税法第485条の13第1項の市町村にあつては、13 諸支出金の款中
  - 2 公営企業貸付金の項の次に次のように項及び目を加えること。

3 市町村たばこ税都道府県交付金	1 市町村たばこ税都道府県交付金
------------------	------------------

歳入予算に係る節の区分（第十五条関係）

款 の 区 分	節
都（道府県）税、市（町村）税	1 現年課税分 2 滞納繰越分 ただし、歳入予算の項の区分を地方消費税とするものについては、目と同一とする。
地方消費税清算金 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 地方消費税交付金 自動車取得税交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金	目と同一とする。
その他の歳入科目	歳出予算の項の区分等に対応して普通地方公共団体の長が定めた節の区分による。

歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）

節	説 明
1 報 酬	議 員 報 酬 委 員 報 酬 執行機関である委員会の委員及び委員（常勤の者を除く。）に係る報酬
2 給 料	非常勤職員報酬 その他の非常勤職員の報酬 特 別 職 給 知事、副知事、市町村長及び副市町村長並びに常勤の監査委員及び人事委員会の委員に係る報酬
3 職員手当等	一 般 職 給 扶 養 手 当 初任給調整手当 通 勤 手 当 特殊勤務手当 特 地 勤 務 手 当 何 手 当 児 童 手 当 <p style="margin-left: 20px;">} 法律又はこれに基づく条例に基づく手当</p>
4 共 済 費	地方公務員共済組合に対する負担金
5 災害補償費	報酬、給料及び賃金に係る社会保険料 療 養 補 償 費 休 業 補 償 費 何 補 償 費 葬 祭 料
6 恩給及び退職年金	恩 給 普通恩給、増加恩給及び扶助料 退 職 年 金 退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金
7 賃 金	
8 報 償 費	報 償 金 報酬に掲げるもの以外のもの（謝礼金を含む。） 賞 賜 金 買 上 金
9 旅 費	費 用 弁 償 議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償

	普通旅費	
	特別旅費	
10 交際費		
11 需用費	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び教会会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材
	燃料費	暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料費
	食糧費	
	印刷製本費	
	光熱水費	電気、ガス、水道及び冷暖房使用料
	修繕料	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないもの
	賄材料費	
	飼料費	
	医薬材料費	
12 役務費	通信運搬費	郵便、電信電話料及び運搬料
	保管料	
	広告料	
	手数料	地方債事務取扱手数料
	筆耕翻訳料	筆耕、翻訳及び速記料
	火災保険料	
	自動車損害保険料	
13 委託料		試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
14 使用料及び貸借料		
15 工事請負費	何工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で契約によるもの
16 原材料費	工事材料費	
	加工用原料費	
17 公有財産購入費	権利購入費	
	土地購入費	
	家屋購入費	
	船舶、航空機等購入費	

18 備品購入費	序用器具費 機械器具費 動物購入費	消耗品以外の動物
19 負担金、補助及び交付金	負担金 補助金 交付金	
20 扶助費	生活扶助費 何扶助費	
21 貸付金		
22 補償、補填及び賠償金	補償金 補填金 賠償金	欠損補填金及び繰上充用金
23 償還金、利子及び割引料	償還金 小切手支払未済償還金 利子及び割引料 還付加算金	地方債の元金償還金、税収入等の還付金 地方債及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料
24 投資及び出資金		債券及び株式の取得に要する経費並びに公益財団法人の定款に係る出えん金等
25 積立金		
26 寄附金		
27 公課費		
28 繰出金		他会計への繰出し

備考 1 節及びその説明により明らかでない経費については、当該経費の性質により類似の節に区分整理すること。

2 節の頭初の番号は、これを変更することができないこと。

3 歳出予算を配当するときは、款項目節のほか、必要に応じ節の説明により、これを行なうことができること。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和40年5月自治令15号・41年2月2号・5月11号・43年11月31号・44年12月32号・46年7月13号・9月18号・47年9月26号・48年6月17号・49年3月9号・50年2月1号・9月16号・51年8月25号・54年3月8号・9号・62年12月37号・63年12月37号・平成元年3月12号・3年3月9号・9年3月18号・10年12月46号・11年3月15号・12年3月22号・13年1月総務令5号・14年2月19号・15年12月145号・16年4月78号・17年4月75号・18年11月139号・19年1月4号・20年11月118号・7月86号・11月118号・21年3月36号〕

予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）

歳入歳出予算事項別明細書

第四編 地方制度 第二章 地方自治 地方自治法施行規則

1 総括  
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 何々	千円	千円	千円
2 何々			
歳入合計			

(歳出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般 財源
				国(都道府県) 支 出 金	地方債	その他	
1 何々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 何々							
歳出合計							

備考 1 前年度予算額の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。  
2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

2 歳入  
(款) 何々  
(項) 何々

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 何々	千円	千円	千円	何々	千円	
				何々		
2 何々				何々		
				何々		
計						

備考 1 前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。

【法規三四二一〇三】

2 説明欄には、収入見込額の算出基礎、税(料)率その他参考となる事項を記載することができること。

3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

3 歳出

(款) 何々

(項) 何々

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国(都道府県)支出金	地方債	その他				
1 何々	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	何々	千円	
								何々		
2 何々								何々		
								何々		
計								/	/	/

- 備考 1 前年度の欄には、前年度当初予算に係る金額を掲げること。  
 2 説明欄には、予算を計上した目の内訳その他参考となる事項を記載することができること。  
 3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じてこれを調製すること。

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)			
本 年 度	長 等									
	議 員									
	そ の 特 別 職									
	計									
前 年 度	長 等									
	議 員									
	そ の 特 別 職									
	計									
比 較	長 等									
	議 員									
	そ の 特 別 職									
	計									

- 備考 1 長等とは知事（市町村長）及び副知事（副市町村長）をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
- 2 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
- 3 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	( )							
前年度	( )							
比 較	( )							

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	何 手 当 (千円)	
	本年度							
	前年度							
	比 較							

- 備考 1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
- 2 ( )内は、短時間勤務職員について外書きすること。



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う 増 減 分		
		昇給に伴う増加 分		
		その他の増減分		
職員手当		制度改正に伴う 増 減 分		
		その他の増減分		

- 備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。
- 2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		何々職	何々職		
年 月 日現在	平均給料月額 (円)				
	平均給与月額 (円)				
	平均年齢 (歳)				
年 月 日現在	平均給料月額 (円)				
	平均給与月額 (円)				
	平均年齢 (歳)				

イ 初任給

区 分	何々職 (円)	何々職 (円)	国 の 制 度		
			何々職 (円)	何々職 (円)	
高校卒					
大学卒					

ウ 級別職員数

区 分	何々職			何々職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
年 月 日 現	何級	( )	( )	何級	( )	( )
	何級	( )	( )	何級	( )	( )
	計	( )	( )	計	( )	( )
年 月 日 現	何級	( )	( )	何級	( )	( )
	何級	( )	( )	何級	( )	( )
	計	( )	( )	計	( )	( )

(級別の標準的な職務内容)

区 分	何 級	何 級		
何 々 職				

エ 昇給

区 分	合 計		代 表 的 な 職 種		
			何 々 職	何 々 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		何号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)					
前 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		何号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)					

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	( )	( )	( )		
前年度	( )	( )	( )		
国の制度	( )	( )	( )		

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等						
国の制度 (支給率等)						

キ 地域手当

支給対象地域					
支給率(%)					
支給対象職員数(人)					
国の指定基準に基づく支給率(%)					

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職権			
		何々職	何々職		
給料総額に対する比率(%)					
支給対象職員の比率(%) ( 年 月 日現在)					
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」、「イ 初任給」、「ウ 級別職員数」、「エ 昇給」及び「ク 特殊勤務手当」の何々職の区分は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあつては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
- 2 「ア 職員1人当たり給与」及び「ウ 級別職員数」は、予算調製時及びその1年前の数値により、「ク 特殊勤務手当」の支給対象職員比率は予算調製時の数値により、それぞれ作成すること。
- 3 「ア 職員1人あたり給与」は、「短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
- 4 「ア 職員1人当たり給与」の平均給与月額、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
- 5 「イ 初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
- 6 「ウ 級別職員数」の( )内には、短時間勤務職員について外書きすること。
- 7 「ウ 級別職員数」の「(級別の標準的な勤務内容)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
- 8 「エ 昇給」の職員数欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
- 9 「オ 期末手当・勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、支給期別支給率欄及び支給率計欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の( )内には、再任用職員の標準的な支給率を、備考欄には、算定基礎に含まれる手当の種類について国の制度との異同等をそれぞれ記載すること。
- 10 「キ 地域手当」の支給対象地域欄には、支給率の区分及び国の指定基準に基づく支給率の区分により分別して記載すること。

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国(都道府県)支出金	地方債	その他								
1 何々	1 何々			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
			計												
2 何々	1 何々														
			計												

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事 項	限度額	前年度末までの支出 (見込) 額		当該年度以降の支 出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国(都道府 県)支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
	千円		千円		千円		千円	千円	千円

備考 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	千円	千円	千円	千円	千円
(1) 土産					
(2) 農林水産					
(3) 教育					
(4) 公営住宅					
(5) 何々					
2 災害復旧債					
(1) 土産					
(2) 農林水産					
(3) 公営住宅					
(4) 何々					
3 その他債					
(1) 転貸債					
(2) 歳入欠か					
(3) 繰入債					
(4) 退職手当					
(4) 何々					
合 計					

備考 借替債で他の地方債の区分により区分することができないものについては、  
3 その他の項に借替債の区分を設けて記載すること。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号・59年8月21号・60年8月22号・61年1月1号・平成2年2月2号・12月33号・3年12月30号・9年12月42号・13年1月総務令5号・16年7月111号・17年12月169号・18年11月139号・21年5月54号〕

継続費繰越計算書様式（第十五条の三関係）

何年度（普通地方公共団体名）継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	何年度継続費予算現額			支出 済及び 支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 道 支 出 金	（都 府 支 出 金	地方債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1 何々	1 何々												
2 何々	1 何々												

何年何月何日提出

〔何都（道府県）知事〕〔何都（道府県）何市（町村）長〕

氏 名

- 備考 1 支出済額及び支出見込額の欄には、当該年度の支出済額及び支出負担行為済みの金額で支出未済の金額を記載すること。
- 2 左の財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源の予定を記載すること。したがって、特定財源の欄には、当該年度における継続費の特定財源のうち調定未済又は調定済未納であつて翌年度に繰り越すものを計上すること。
- 3 地方自治法第220条第3項ただし書の規定により継続費に係る歳出予算の金額を繰り越したのものについては、「翌年度繰越額」とあるのは「翌年度繰越額」と読み替えるものとする。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和41年7月自治令14号・50年2月1号〕



継続費精算報告書様式 (第十五条の三関係)

何年度 (普通地方公共団体名) 継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般		特 定 財 源			一 般		特 定 財 源			一 般
					国(都道府県)支出金	地方債	その他			国(都道府県)支出金	地方債	その他			国(都道府県)支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
1 何々	1 何々																	
		計																
2 何々	1 何々																	
		計																

何年何月何日提出

〔何部 (道府県) 知事〕 〔何部 (道府県) 何市 (町村) 長〕

氏

名

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号〕

繰越明許費繰越計算書様式（第十五条の四関係）

何年度（普通地方公共団体名）繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源 何々々	一般財源	
			円	円	円	円	円	円
1	何々	1 何々						
2	何々	1 何々						

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏 名

備考 未収入特定財源の欄には、調定未済額及び調定済未収入額を記載すること。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号〕

事故繰越し繰越計算書様式（第十五条の五関係）

何年度（普通地方公共団体名）事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負			翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
			担行為額	支出未済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入 特定財源 何々々	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	
1	何々	1 何々								
2	何々	1 何々								

何年何月何日提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏 名

備考 説明の欄には、事故繰越しの理由を記載すること。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号〕

決算の調製の様式（第十六条関係）

何年度(普通地方公共団体名)歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算額	調定額	収入額	不納損額	収入未済額	予算現額と収入の比	現額と収入の比較
1 何々		円	円	円	円	円		円
	1 何々							
	2 何々							
2 何々								
	1 何々							
	2 何々							
歳入合計								

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額の比較
1 何々		円	円	円	円	
	1 何々					
	2 何々					
2 何々						
	1 何々					
	2 何々					
歳出合計						

歳入歳出差引残額 円

うち基金繰入額 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 円

このため翌年度歳入繰上充用金 円

何年何月何日提出

〔何都（道府県）知事〕 〔何都（道府県）何市（町村）長〕

氏 名

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号〕

歳入歳出決算事項別明細書様式（第十六条の二関係）

何年度（普通地方公共団体名）歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款	項	目	予 算 現 額					計	節 区 分	金額	調定収入額	収入不納欠損額	収入未済額	備考
			当	初	補	正	繰							
			算	算	算	算	越							
1	何々		円	円	円	円	円		円	円	円	円		
	1	何々												
		1	何々											
								何々						
2	何々													
	1	何々												
		1	何々											
								何々						
歳入合計														

備考 歳入の予算現額欄のうち継続費及び繰越事業費繰越財源充当額については、未収入特定財源を当該特定財源の科目の項の当該欄にその他を繰越金の項の当該欄に記載すること。

歳出

款	項	目	予 算 現 額					計	節 区 分	金額	支出済額	翌年度繰越費	年度繰越許し	繰越額	繰越故し	不用額	備考
			当	初	補	正	繰										
			算	算	算	算	越										
1	何々		円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円		
	1	何々															
		1	何々														
								何々									
2	何々																
	1	何々															
		1	何々														
								何々									
歳出合計																	

備考 前年度からの繰越事業費について不用額を生じたときは、その旨備考欄に記載しなければならない。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号〕

実質収支に関する調書様式（第十六条の二関係）

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	千円
2	歳 出 総 額	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	
4	翌年度へ繰 り越すべき 財源	(1) 継続費通次繰越額
		(2) 繰越明許費繰越額
		(3) 事故繰越し繰越額
		計
5	実 質 収 支 額	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条 の2の規定による基金繰入額	

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号〕

財産に関する調書様式（第十六条の二関係）

財 産 に 関 す る 調 書

1 公有財産

(1) 土地及び建物

区 分	土 地(地 積)		建 物									
			木 造 (延面積)			非木造(延面積)			延 面 積 計			
	前年度 末現在高	決算年 度中 増減高	決算年 度末 現在高	前年度 末現在高	決算年 度中 増減高	決算年 度末 現在高	前年度 末現在高	決算年 度中 増減高	決算年 度末 現在高	前年度 末現在高	決算年 度中 増減高	決算年 度末 現在高
本庁舎	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
警察(酒 の政助)施設 その他 の関												
公共用財産	学 校											
	公営住 宅											
	公 園											
	その他 の施設											
山 林												
何 々												
合 計												

備考 1 この調書は、総括、行政財産及び普通財産に区分して作成するこ

と。以下(5)までについて同じ。

2 道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港については、この調書に記載することを要しないこと。

(2) 山林

土地の権利の区分	面積			立木の推定蓄積量		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
所有	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
分収						
その他の権原によるもの						
合計						

備考 面積の欄には、土地の権利の区分に対応する土地の面積を記載すること。

(3) 動産

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
船舶	隻	隻	隻
	総トン	総トン	総トン
浮標	個	個	個
浮棧橋	個	個	個
浮ドック	個	個	個
航空機	機	機	機

(4) 物権

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
地上権	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
地役権			
鉱業権			
何々			

〔法規二四二一～三〕

(5) 無体財産権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
特 許 権	件	件	件
著 作 権			
何 々			

(6) 有価証券

区 分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
株 券	千円	千円	千円
社 債 券			
地方債証券			
国 債 証 券			
何 々			

(7) 出資による権利

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
何 々	千円	千円	千円

(8) 財産の信託の受益権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
何 々	件	件	件

備考 財産の信託の類型ごとに区分して記載すること。

2 物 品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
乗 用 車	台	台	台
何 々			

備考 この調査は、重要な物品について必要に応じ記載すること。

3 債権

区 分	前年度末現在額	決算年度中増減額	決算年度末現在額
何 貸 付 金	千円	千円	千円
何 々			

備考 この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること。

4 基金

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
不 動 産	土地	山林 $m^2$	$m^2$	$m^2$
		何々 $m^2$	$m^2$	$m^2$
	立木 $m^3$	$m^3$	$m^3$	
	何々			
動産	何々			
有 価 証 券		千円	千円	千円
現 金		千円	千円	千円

備考 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。

本様式…全部改正〔昭和38年9月自治令26号〕、一部改正〔昭和50年2月自治令1号・61年5月12号・平成20年11月総務令118号〕



申請書様式（第十八条関係）

何年何月何日	
何市（町）（村）長あて	
認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地	
代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所	
印	
認 可 申 請 書	
地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。	
(別添書類)	
1 規約	
2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	
3 構成員の名簿	
4 保有資産目録又は保有予定資産目録	
5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	
6 申請者が代表者であることを証する書類	

本様式…追加〔平成3年4月自治令11号〕、一部改正〔平成20年11月総務令118号〕

保有資産目録様式（第十八条関係）

保 有 資 産 目 録

団 体 の 名 称  
何年何月何日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不 動 産 の 種 類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有予定資産目録様式（第十八条関係）

保有予定資産目録			
団体の名称			
何年何月何日現在			
1 不動産			
不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
2 不動産に関する権利等			
資産の種類	権 限	権 限 取 得 の 予 定 時 期	

本様式…追加〔平成3年4月自治令11号〕

届出書様式（第二十条関係）

何年何月何日
何市（町）（村）長あて
地縁による団体の名称及び主 たる事務所の所在地 名 称 所在地
代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所
印
告 示 事 項 変 更 届 出 書
下記事項について変更があつたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。
記
1 変更があつた事項及びその内容
2 変更の年月日
3 変更の理由





申請書様式（第二十二條関係）

何年何月何日
何市（町）（村）長あて
地縁による団体の名称及び主 たる事務所の所在地 名 称 所在地
代表者の氏名及び住所 氏 名 印 住 所
規 約 変 更 認 可 申 請 書
地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。
(別添書類)
1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2 規約変更を総会で議決したことを証する書類